

発行内閣府  
(原稿作成 国立印刷局)

## 日 次

## 〔法規的告示〕

- 特定貨物鉄道事業者を定める告示及び特定旅客鉄道事業者を定める告示の一部を改正する告示
- (国土交通八三三)

## 〔その他告示〕

- 時刻認証業務の認定に関する規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の認定に関する件
- (総務二七七、二七八)
- 円借款の供与に関する日本国政府とパナマ共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (外務三一七)
- 返納を命じた旅券を無効とする件 (同三一八)
- 地震の影響を受けた主要経済インフラの緊急復旧計画のための贈与に関する日本国政府とパナマ共和国政府との間の書簡の交換に関する件
- (同三一九)
- 国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件

- 重要文化財を管理すべき団体を指定する件 (同一五、一七)
- 保安林の指定をする件 (農林水産一二三一～一二三三八)
- 道路に関する件 (近畿地方整備局九一、九二)
- 道路に関する件 (中国地方整備局六〇)
- 国会事項
- 官房事項
- 官房報告

## 法規的告示

## ○国土交通省告示第八百三十三号

○鐵道事業法施行規則(昭和六十二年運輸省令第六号)第七十一条第一項第五号の二口及び第六号口の規定に基づき、特定貨物鉄道事業者を定める告示及び特定旅客鉄道事業者を定める告示の一部を改正する。

○特定貨物鉄道事業者を定める告示及び特定旅客鉄道事業者を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年八月二十二日

国土交通大臣 中野 洋昌

○特定貨物鉄道事業者を定める告示及び特定旅客鉄道事業者を定める告示の一部を改正する。改正の規定に基づき、特定貨物鉄道事業者を定める告示及び特定旅客鉄道事業者を定める告示の一部を改正する。

○特定貨物鉄道事業者を定める告示(昭和六十二年運輸省告示第二百三号)の一部を次のように改正する。

○次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

| 改正後                   |   | 改正前                   |                                |
|-----------------------|---|-----------------------|--------------------------------|
| 氏名又は名称                | 住 所                                     | 氏名又は名称                | 住 所                            |
| 日本貨物鉄道<br>株式会社        | 東京都港区港南一丁目<br>八番十五号                     | 日本貨物鉄道<br>株式会社        | 東京都渋谷区千駄ヶ谷<br>五丁目三十三番八号        |
| (略)<br>九州旅客鉄道<br>株式会社 | (略)<br>福岡県福岡市博多区博<br>多駅前三丁目二十五番<br>二十一号 | (略)<br>九州旅客鉄道<br>株式会社 | (略)<br>福岡県福岡市博多区博<br>多駅中央街一番二号 |

○特定旅客鉄道事業者を定める告示(昭和六十二年運輸省告示第二百四号)の一部を次のように改正する。

○次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

| 改正後                   |   | 改正前                   |                                |
|-----------------------|---|-----------------------|--------------------------------|
| 氏名又は名称                | 住 所                                     | 氏名又は名称                | 住 所                            |
| 日本貨物鉄道<br>株式会社        | 東京都港区港南一丁目<br>八番十五号                     | 日本貨物鉄道<br>株式会社        | 東京都渋谷区千駄ヶ谷<br>五丁目三十三番八号        |
| (略)<br>九州旅客鉄道<br>株式会社 | (略)<br>福岡県福岡市博多区博<br>多駅前三丁目二十五番<br>二十一号 | (略)<br>九州旅客鉄道<br>株式会社 | (略)<br>福岡県福岡市博多区博<br>多駅中央街一番二号 |

○この告示は、公布の日から施行する。

## その他の告示

## 裁判所

官庁  
財團関係

## 諸事項

- 相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
- 会社その他

- 総務省告示第二百七十七号
- 時刻認証業務の認定に関する規程(令和三年総務省告示第百四十六号)第三条第一項の規定に基づき、次の時刻認証業務を令和七年八月八日付けて認定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。
- 令和七年八月二十二日

○総務大臣 村上誠一郎

- 1 認定に係る時刻認証業務の名称 タイムスタンプサービス iScien
- 2 認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書(その1)の値をハッシュ関数SHA-1で変換した値(16進数) 9ea2 f48d 6269
- 3 認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書(その1)の値をハッシュ関数SHA-256で変換した値(16進数) edce 6a07 ee6c
- 4 認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書(その2)の値をハッシュ関数SHA-1で変換した値(16進数) e9a8 30c9 e506
- 5 認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書(その2)の値をハッシュ関数SHA-256で変換した値(16進数) 22d6 8c5e 6f34
- 6 認定に係る時刻認証業務を行う者の法人番号 8021001026306
- 7 認定に係る時刻認証業務を行う者の名称 サイエンスパーク株式会社
- 8 認定に係る時刻認証業務を行う者の名称の英語表記 SCIENCEPARK Corporation
- 9 認定に係る時刻認証業務を行う者の住所 神奈川県座間市入谷西三丁目24番9号
- 総務省告示第147号
- 時刻認証業務の認定に関する規程(令和三年総務省告示第百四十六号)第二条第一項の規定に基づき、次の時刻認証業務を令和七年八月八日付けで認定したので、同条第四項の規定に基づいて公表する。
- 1 認定に係る時刻認証業務の名称 ウイングアークタイムスタンプサービス
- 2 認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書(その1)の値をハッシュ関数SHA-1で変換した値(16進数) 0a1d 9cc6 baf0
- fe0c 3910 0514 8d10 9b49 71e4 1474
- 3 認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書(その1)の値をハッシュ関数SHA-256で変換した値(16進数) 7040 6662 a07e
- 0935 e332 3cb2 f09e 7286 12e1 283e 2ab4 3282 d83 e291
- 4 認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書(その2)の値をハッシュ関数SHA-1で変換した値(16進数) 0548 c03e 9109
- 11ea f05b 1c43 3c46 1522 364b 95d7
- 5 認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書(その2)の値をハッシュ関数SHA-256で変換した値(16進数) eda9 21bab 9615
- e835 097d aeca b328 ab34 625c a0bb ac58 ed7c edfb 7464 1808 9deb
- 6 認定に係る時刻認証業務を行う者の法人番号 9010001174206
- 7 認定に係る時刻認証業務を行う者の名称 ウイングアーク1st株式会社
- 8 認定に係る時刻認証業務を行う者の名称の英語表記 Wing Arc1st Inc.
- 9 認定に係る時刻認証業務を行う者の住所 東京都港区六本木三丁目2番1号
- 外務省告示第147号
- 令和七年八月八日よりトマド、且借款の供与に關わる次の書簡の交換がパナマ共和国政府との間に行われた。
- 令和七年八月二十一日 (日本側書簡)

(訳文) 書簡をもつて略上いたします。本使は、パナマ共和国の経済の安定及び開発努力を促進するため、供与される日本国との借款に関して日本国政府の代表者とパナマ共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光榮を有します。

外務大臣 岩屋 豊

- 1 〔一〕千八百二十八億四千四百万円(〔一〕八二一、八四四、〇〇〇、〇〇〇円)の額までの田貸による借款(以下「借款」とこうじ)が、パナマ首都圏都市交通三号線整備計画(フューズ)の第一期(以下「計画」とこうじ)を実施する目的として、独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」といつ)により、日本国の関係法令に従つて、パナマ共和国政府に供与されるものとなる。
- 2 (1) 借款は、パナマ共和国政府とJICAとの間で締結される借款契約に基いてて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続ばいの了解の範囲内で、特に次の原則を含むものとなる。
- (a) 債還期間は、六年の据置期間の後十四年とする。
- (b) 年間の利子率は、適用可能な東京リスク・ワードレーティングで箇月間の貸出しが適用されるものに年〇・九パーセントを加えたものとする。
- (c) (b)の規定にかかわらず、(d)に規定する利子率が〇・一パーセントよりも低い場合には、利子率は、年〇・一パーセントとする。
- (d) (b)及び(c)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のロハサルタントに対して支払のために使用に供される場合には、当該一部に係る利子率は、年〇・五五パーセントとする。
- (e) 支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後三年とする。
- (2) (1)に規定する借款契約は、JICAが計画の実行可能性(環境及び社会に対する配慮を含む)を確認した後に締結される。
- (1)(e)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。
- 借款は、パナマ共和国の実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して既に行つた支払又は将来行う支払であつて、計画の実施のために必要な生産物又は役務の購入のために当該実施機関と当該供給者、請負業者又はコンサルタントとの間で既に締結された契約又は締結されるとのある契約に基づくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達適格国において、当該調達適格国で生産される生産物又は当該調達適格国から供給される役務について行われる。
- (1)に規定する調達適格国は、両政府の関係当局間で合意される。
- (2) (3) (3)(3)に規定する支払期間は、両政府の関係当局間で合意される。
- 借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てられたために使用するいじがじやる。
- 4 (1) パナマ共和国政府は、借款に基いてて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関して既に締結された契約に基づくものとある契約に基いてくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達適格国において、当該調達適格国で生産される生産物又は当該調達適格国から供給される役務について行われる。
- 3 (1)に規定する生産物又は役務の供給に關連してパナマ共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためパナマ共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与える。
- 6 パナマ共和国政府は、次のものを免除する。
- (a) JICAについて、借款及びそれから生ずる利息に対し又はそれらに關連してパナマ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税
- (b) 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基いてて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に關してパナマ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税
- (c) 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に關してパナマ共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金
- (d) 計画の実施に從事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してパナマ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税
- (e) 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基いてて行われる生産物又は役務の購入に關してパナマ共和国において課される全ての付加価値税

- 7 パナマ共和国政府は、次のいとのために必要な措置をとる。
- (a) 借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されないと及び軍事目的に使用されないことを確保すること。
- (b) 借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びパナマ共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。
- (c) 借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の融資の担保として使用されないこと。
- 8 パナマ共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びJICAに対して次のものを提供する。
- (a) 計画の実施の進捗状況についての情報及び資料
- 9 両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。
- 本使は、更に、この書簡及びパナマ共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光榮を有します。
- 本使は、以上を申し進めるに際し、(i)に閣下に向かつて敬意を表します。
- 二千二十五年八月八日にパナマで

パナマ共和国駐在  
日本国特命全権大使 松永一義

パナマ共和国外務大臣  
ハビエル・エドゥアルド・マルティネスニアチャ・バスケス閣下  
(パナマ側書簡)

(訳文)  
書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したいとを確認する光榮を有します。

本大臣は、更に、パナマ共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、(i)に閣下に向かつて敬意を表します。

二千二十五年八月八日にパナマで

パナマ共和国外務大臣  
ハビエル・エドゥアルド・マルティネスニアチャ・バスケス

パナマ共和国駐在  
日本国特命全権大使 松永一義閣下

- 外務省告示第三百一十八号  
次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和七年八月十二日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかつたので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失つた。

令和七年八月二十二日

記

外務大臣 岩屋 豪

失効年月日 令和七年八月十二日  
発行年月日 令和五年七月二十四日  
旅券番号 MJ二三七一四四七

| ○外務省告示第三百一十九号  |  |                             |                  |                 |  |  |
|--|--|-----------------------------|------------------|-----------------|--|--|
| 令和七年七月十四日にボームコラで、地震の影響を受けた主要経済インフラの緊急復旧計画のため贈与に関する次の概要の書簡の交換がパナマ共和国政府との間に行われた。                           |  |                             |                  |                 |  |  |
| 1 協力の目的及び内容 地震の影響を受けた主要経済インフラの緊急復旧計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入  |  |                             |                  |                 |  |  |
| 2 贈与の供与期限 令和十二年六月三十日   |  |                             |                  |                 |  |  |
| 3 署名者  |  |                             |                  |                 |  |  |
| 4 日 本 側 奥田直久在パナマアツ大使   | バヌアツ側 ザビエル・エマニュエル・ハリー外務・国際協力・対外貿易大臣代行  | 外務大臣 岩屋 豪                   | 財務大臣 加藤 勝信       | 財務大臣 令和七年八月二十一日 | 署名者  | ○財務省告示第二百一十六号  |
| ○財務省告示第二百一十六号<br>国債証券買入銷却法(明治二十九年法律第五号)第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により令和七年七月十六日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。       |  |                             |                  |                 |  |  |
| 令和七年八月二十一日<br>(別表)   |  |                             |                  |                 |  |  |
| 国 債 の 名 称  | 記 号  | 額面金額の総額                     | 額面金額100円当たりの買入価格 | 合 計             | 文化庁告示第十四号  | ○文化庁告示第十四号   |
| 利付国庫債券(物価運動・10年)   | 第23回   | 2,000,000,000円              | 103.49円          | 20,000,000,000円 | 文化財保護法(昭和二十五年法律第一百二十四号)第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる国宝を管理すべき地方公共団体として山都町を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。 | 文化財保護法(昭和二十五年法律第一百二十四号)第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる国宝を管理すべき地方公共団体として山都町を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。 |
| "  | 第24回   | 2,500,000,000円              | 104.14円          | "               | 文化財保護法(昭和二十五年法律第一百二十四号)第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる国宝を管理すべき地方公共団体として山都町を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。 | 文化財保護法(昭和二十五年法律第一百二十四号)第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる国宝を管理すべき地方公共団体として山都町を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。 |
| "  | 第24回   | 10,500,000,000円             | 104.17円          | "               | 文化財保護法(昭和二十五年法律第一百二十四号)第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる国宝を管理すべき地方公共団体として山都町を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。 | 文化財保護法(昭和二十五年法律第一百二十四号)第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる国宝を管理すべき地方公共団体として山都町を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。 |
| "  | 第29回   | 5,000,000,000円              | 101.96円          | "               | 文化財保護法(昭和二十五年法律第一百二十四号)第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる国宝を管理すべき地方公共団体として山都町を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。 | 文化財保護法(昭和二十五年法律第一百二十四号)第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる国宝を管理すべき地方公共団体として山都町を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。 |
| 合 計  |  | 20,000,000,000円             |                  | 合 計             | 文化財保護法(昭和二十五年法律第一百二十四号)第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる国宝を管理すべき地方公共団体として山都町を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。 | 文化財保護法(昭和二十五年法律第一百二十四号)第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる国宝を管理すべき地方公共団体として山都町を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。 |
| 名 称  | 員 数  | 指 定 告 示                     | 所 有 者            | 所有者の住所          | 所在の場所  | 文化庁長官 都倉 俊一  |
| 通潤橋<br>附・御小屋   | 一 棟  | 令和五年九月二十五日<br>日本文部科学省告示第百七号 | 地 改 良 区 土        | 熊本県上益城郡山都町      | 熊本県上益城郡山都町長原   | 文化庁長官 都倉 俊一  |
| ○文化庁告示第十五号   | 文化財保護法(昭和二十五年法律第一百二十四号)第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる重要な文化財を管理すべき団体として公益財團法人高野山文化財保存会を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。 |                             |                  |                 |  |  |
| 文化財保護法(昭和二十五年法律第一百二十四号)第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる重要な文化財を管理すべき団体として公益財團法人高野山文化財保存会を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。 | 文化庁長官 都倉 俊一  |                             |                  |                 |  |  |



2 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。

3 (一) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(二) 二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十二日

○農林水産省告示第千二百三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 高知県高岡郡越知町越知字ヤラ井ソ丁二三四(次の図に示す部分に限る)。

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字ヤラ井ソ丁二三四(次の図に示す部分に限る)。

2 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。

3 主伐として伐採をることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び越知町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二百三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

二 保安林の所在場所 宮崎県小林市東方字木浦  
木五九九三の一ー・五九九三の一九・五九九三  
の二二（以上三筆について次の図に示す部分に  
限る。）五九九三の一三

三 指定の目的 水源の涵養

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木  
は、当該立木の所在する市町村に係る市町  
村森林整備計画で定める標準伐期齡以上の  
ものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間  
及び樹種 次のとおりとする。  
(次の図 及び「次のとおり」は、省略し、そ  
の図面及び関係書類を宮崎県庁及び小林市役所に  
備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二百三十七号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第  
二十五条第一項の規定により、次のように保安林の  
指定をする。  
令和七年八月二十二日

一 保安林の所在場所 宮崎県西臼杵郡高千穂町  
大字上岩戸字立平一四二五の二

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をことができる立木  
は、当該立木の所在する市町村に係る市町  
村森林整備計画で定める標準伐期齡以上の  
ものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間  
及び樹種 次のとおりとする。  
(次のとおり)は、省略し、その関係書類を宮  
崎県庁及び高千穂町役場に備え置いて縦覧に供す  
る。)

○農林水産省告示第千二百三十八号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第  
二十五条第一項の規定により、次のように保安林  
の指定をする。

|  |  |
|--|--|
| 一<br>町川東字前ノ川向<br>三七七の二、一三七<br>一、一三八五   | 二<br>指定の目的 水源<br>三<br>指定施業要件<br>(一) 立木の伐採の方  |
| ○近畿地方整備局告三<br>次のように道路の区<br>規定に基づき、告示す<br>その関係図面は、今<br>令和七年八月二十<br>道路の種類 一般<br>路線名 一号线<br>道路の区域 区 | 1 主伐に係る伐<br>次のように道路の区<br>規定に基づき、告示す<br>その関係図面は、今<br>令和七年八月二十<br>道路の種類 一般<br>路線名 一号线<br>道路の区域 区 |
| ○近畿地方整備局告三<br>次のように道路の区<br>規定に基づき、告示す<br>その関係図面は、今<br>令和七年八月二十<br>道路の種類 一般<br>路線名 一号线<br>道路の区域 区 | (四) 図面縦覧場所 近<br>くら草津市大路三丁目<br>六五番一まで   |
| ○近畿地方整備局告三<br>次のように道路の区<br>規定に基づき、告示す<br>その関係図面は、今<br>令和七年八月二十<br>道路の種類 一般<br>路線名 一号线<br>道路の区域 区 | 湖南省石部北二丁目二<br>六五番一まで   |
| ○中国地方整備局告三<br>次のように道路の区<br>規定に基づき、告示す<br>その関係図面は、今<br>令和七年八月二十<br>道路の種類 一般<br>路線名 一号线<br>道路の区域 区 | 栗東市七番一<br>百八十号   |

## 国 会 事 項

### 衆 議 院

#### 辞命

(庶務部長) 衆議院参事 梶田秀  
委員部長参事野口幸彦海外出張不在中同部長事務  
代理を命ずる(8月11日)

## 皇 室 事 項

#### 信任状捧呈式

八月十一日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在アルメニア特命全権大使モーカ・シモニヤンの信任状捧呈式を行われた。

八月十一日午前十時、宮中において、新任本邦駐在モザンベク特命全権大使アルベルト・バウロの信任状捧呈式を行われた。

## 官 庁 報 告

### 官 庁 事 項

#### 近畿地方整備局公示

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を、下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超える車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和7年8月22日

近畿地方整備局長 斎藤 博之

#### 1 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路 線 名 区 間

一般国道1号 滋賀県栗東市小野字南尾五三番二から滋賀県栗東市上砥山字砥坪二六五七番一まで

#### 2 指定する期日

令和7年8月23日

#### 3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超える4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

##### ①走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路上に隣接する施設等に入り出すためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

##### ②後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上(又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上)の、地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見易い箇所に掲げること。

##### ③道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

令和7年8月22日

近畿地方整備局長 斎藤 博之

#### 1 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路 線 名 区 間

一般国道1号 滋賀県栗東市小野字南尾五三番二から滋賀県栗東市上砥山字砥坪二六五七番一まで

#### 2 指定する期日

令和7年8月23日

#### 労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、石川労働局の関係労働者を代表する者加藤卓治の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和31年法律第126号)第5

条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令(昭和31年政令第248号)第2条第1項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和7年8月22日

厚生労働大臣 福岡 資麿  
記

- 推薦資格 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の労働者が加入している労働者の団体であって、石川労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
- 推薦手続 推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部を添えて提出すること。
- 推薦締切日 令和7年9月2日
- 推薦書及び添付書類提出先 石川労働局労働基準部労災補償課

令和 年 月 日  
厚生労働大臣 殿

団体名及びその代表者名

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

| 氏名 | 年齢 | 所属団体名及びその地位 | 略歴 | 備考 |
|----|----|-------------|----|----|
|    |    |             |    |    |

注1 所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

2 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

(備考)

- 提出部数は正副2通とすること。
- 履歴書2通を添付すること。

## 公 告

### 諸 事 項

#### 道路交通事業財団

山口県周南市松保町7番9号防長交通株式会社の路線の表示:起点佐波郡右田村佐野330(佐野)終点吉敷郡小郡町大字下郷1,292(駅前)糸杵16.5主たる経過地大道ほかの自動車及びその付属品を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和7年8月22日 山口地方法務局

#### 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第70677号

東京都豊島区西池袋1丁目17番1号

申立人 東京都豊島都税事務所長

本籍東京都豊島区池袋本町3丁目1954番地、最後の住所東京都豊島区池袋本町3丁目29番3号、死亡の場所山形県山形市、死亡年月日令和5年3月10日、出生の場所豊島区、出生年月日昭和29年3月25日、職業不明

被相続人 亡 小林 一生

事務所東京都港区西新橋1丁目23番9号河野ビル5階 信和法律事務所

相続財産清算人 弁護士 本間 博子

催告期間満了日 令和8年3月31日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第71308号

東京都葛飾区四つ木4丁目6番16号

申立人 菊地 時子

本籍東京都墨田区八広4丁目37番地、最後の住所東京都葛飾区西新小岩3丁目4番14号、死亡の場所埼玉県久喜市、死亡年月日令和6年1月5日、出生の場所東京都葛飾区、出生年月日昭和35年4月9日、職業会社員

被相続人 亡 谷中 照雄

事務所東京都港区西新橋2丁目19番2号西新橋Y Sビル4階 飯塚総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 荒木 理江

催告期間満了日 令和8年3月31日

東京家庭裁判所

## 令和7年(家)第71540号

東京都目黒区中町1丁目41番7  
申立人 イニシアイオ目黒学芸大学II管理組合  
本籍東京都目黒区中町1丁目1508番地、最後の住所東京都目黒区中町1丁目41番7-314号イニシアイオ目黒学芸大学II、死亡の場所東京都目黒区、死亡年月日推定令和6年9月8日、出生の場所東京都目黒区、出生年月日昭和34年9月28日、職業不明  
被相続人 亡 星野 正  
事務所東京都中央区銀座1丁目7番6号銀座河合ビル5階 新都市総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 渡邊 慎一  
催告期間満了日 令和8年3月31日  
東京家庭裁判所

## 令和7年(家)第71584号

東京都渋谷区桜丘町17番6号渋谷協栄ビル7階 桜丘法律事務所  
申立人 小堀 悅  
本籍東京都大田区鶴の木3丁目34番地、最後の住所東京都大田区鶴の木3丁目34番5号、死亡の場所東京都大田区、死亡年月日令和7年3月16日、出生の場所北海道根室郡根室町、出生年月日昭和10年9月3日、職業無職  
被相続人 亡 田中 初恵  
事務所東京都港区西新橋1丁目18番6号クロスオフィス内幸町602 ルーチェ法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 中井 陽子  
催告期間満了日 令和8年3月31日  
東京家庭裁判所

## 令和7年(家)第15109号

新潟市中央区米山5番6号  
申立人 サンホーム株式会社  
本籍新潟県新潟市中央区沼垂東6丁目5506番地、最後の住所新潟市中央区沼垂東6丁目5番18号、死亡の場所新潟県新潟市東区、死亡年月日令和5年5月6日、出生の場所新潟県新潟市、出生年月日昭和6年6月20日、職業無職  
被相続人 亡 大澤ミヨシ  
事務所新潟市中央区上所1丁目1番24号 Nビル2階 新潟合同法律事務所  
相続財産清算人 深谷 航  
催告期間満了日 令和8年3月6日  
新潟家庭裁判所

## 令和7年(家)第7090号

長野市豊野町蟹沢2600番地2  
申立人 島田 正弘  
本籍長野県須坂市旭ヶ丘3番地2、最後の住所長野県下高井郡山ノ内町大字平穏19番地9  
48-9、死亡の場所長野県中野市、死亡年月日令和6年10月20日、出生の場所長野県長野市、出生年月日昭和51年10月3日、職業不明  
被相続人 亡 島田 直也  
長野市緑町1420番地11萩原ビル2階 山崎勝巳法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 山崎 勝巳  
催告期間満了日 令和8年3月11日  
長野家庭裁判所

## 令和7年(家)第30104号

静岡市葵区伝馬町21番地の11 司法書士小林久晃事務所  
申立人 司法書士 小林 久晃  
本籍静岡県静岡市葵区飯間128番地、最後の住所静岡県静岡市葵区飯間128番地、死亡の場所静岡市葵区、死亡年月日令和7年3月16日、出生の場所静岡県安倍郡南蘿科村、出生年月日昭和18年12月15日、職業無職  
被相続人 亡 大村 治  
静岡市葵区伝馬町21番地の11 司法書士小林久晃事務所  
相続財産清算人 司法書士 小林 久晃  
催告期間満了日 令和8年4月1日  
静岡家庭裁判所

## 令和7年(家)第8084号

静岡県沼津市大手町5丁目6番16号  
申立人 沼津信用金庫  
本籍静岡県沼津市内浦重寺6番地21、最後の住所静岡県沼津市内浦重寺6番地の21、死亡の場所静岡伊豆の国市、死亡年月日令和6年12月11日、出生の場所静岡県田方郡内浦村、出生年月日昭和25年3月27日、職業不明  
被相続人 亡 渡邊 光代  
静岡県沼津市吉田町25番2号 浜ビル2階 沼津総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 高原 博美  
催告期間満了日 令和8年3月31日  
静岡家庭裁判所沼津支部

## 令和7年(家)第6033号

静岡県熱海市桜木町10番19号  
申立人 热海パークマンション管理組合法人  
本籍東京都北区堀船3丁目12番地1、最後の住所静岡県熱海市桜木町10番19号热海パークマンション627号室、死亡の場所静岡県熱海市、死亡年月日令和5年12月12日頃、出生の場所東京市王子区、出生年月日昭和17年1月1日、職業不詳  
被相続人 亡 斎藤 桂男  
静岡県熱海市田原本町2番11号热海マリーンライフ301号室 热海法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 高山 功  
催告期間満了日 令和8年4月1日  
静岡家庭裁判所熱海出張所

## 令和7年(家)第2081号

愛知県蒲郡市形原町大坪12番地1  
申立人 高田 史恵  
本籍愛知県蒲郡市西浦町中屋敷28番地、最後の住所愛知県蒲郡市形原町南双太山108番地1、死亡の場所愛知県蒲郡市、死亡年月日令和7年2月25日、出生の場所愛知県宝飯郡西浦町、出生年月日昭和28年4月21日、職業無職  
被相続人 亡 牧原 義男  
事務所愛知県豊橋市佐藤5丁目28番地9つじが丘法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 斎藤 尚  
催告期間満了日 令和8年3月6日  
名古屋家庭裁判所豊橋支部

## 令和7年(家)第2094号

愛知県豊川市諷訪1丁目1番地  
申立人 豊川市長 竹本 幸夫  
本籍愛知県豊川市御津町西方松本39番地7、最後の住所愛知県豊川市御津町西方中道44番地1、死亡の場所愛知県豊川市、死亡年月日推定平成25年1月1日、出生の場所愛知県名古屋市中区、出生年月日昭和9年2月12日、職業不明  
被相続人 亡 原田ちゑ子  
事務所愛知県豊橋市白河町61ターミナルプラス801弁護士法人足立法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 足立陽一郎  
催告期間満了日 令和8年3月6日  
名古屋家庭裁判所豊橋支部

## 令和7年(家)第80541号

大阪市住之江区新北島4丁目1番2-1112号  
申立人 船田 實  
本籍大阪府大阪市東成区大今里3丁目23番、最後の住所大阪市東成区大今里南3丁目10番19号、死亡の場所大阪府大阪市東成区、死亡年月日令和7年3月6日、出生の場所大阪府大阪市東成区、出生年月日昭和22年4月16日、職業無職  
被相続人 亡 武本 貞一  
大阪市北区西天満2丁目2番3号 ユニシオ西天満二丁目B06号  
相続財産清算人 弁護士 堤 醍正  
催告期間満了日 令和8年4月6日  
大阪家庭裁判所

## 令和7年(家)第80894号

大阪市中央区北浜2丁目5番23号 小寺プラザ12階  
申立人 山形 康郎  
本籍大阪府大阪市浪速区稻荷1丁目9番地、最後の住所大阪市西成区梅南1丁目2番26-617号、死亡の場所大阪府大阪市西成区、死亡年月日令和7年2月6日、出生の場所大阪府大阪市西成区、出生年月日昭和25年7月3日、職業無職  
被相続人 亡 谷口 彰  
大阪市西区朝本町1-4-17 A C N信濃橋ビル2階  
相続財産清算人 弁護士 野条 健人  
催告期間満了日 令和8年4月6日  
大阪家庭裁判所

## 令和7年(家)第80916号

大阪市天王寺区四天王寺1丁目12番12号  
申立人 石崎 雅博  
本籍大阪府大阪市阿倍野区王子町3丁目6番地35、最後の住所大阪市阿倍野区王子町3丁目6番7号、死亡の場所大阪府大阪市阿倍野区、死亡年月日令和6年12月23日、出生の場所京都府京都市下京区、出生年月日昭和11年5月6日、職業無職  
被相続人 亡 久保美智枝  
大阪市北区末広町2番37号 米澤ビル8階  
相続財産清算人 弁護士 守田 恵  
催告期間満了日 令和8年4月6日  
大阪家庭裁判所

## 令和7年(家) 第70162号

兵庫県尼崎市南武庫之荘7丁目1番3号フジバレス南武庫之荘II番館302  
申立人 尾美 智聖  
本籍兵庫県芦屋市大東町69番地、最後の住所  
兵庫県尼崎市田能4丁目17番50号イプシロンC棟312、死亡の場所大阪府大阪市北区、死亡年月日令和7年6月19日、出生の場所兵庫県芦屋市、出生年月日昭和36年4月15日、職業個人タクシー運転手  
被相続人 亡 中島 康幸  
兵庫県尼崎市潮江1丁目8番1-111号太田川口法律事務所  
相続財産清算人 太田 吉彦  
催告期間満了日 令和8年3月6日  
神戸家庭裁判所尼崎支部

## 令和7年(家) 第5020号

山口県下関市豊北町大字田耕6919番地1  
申立人 河田 正光  
本籍山口県下関市豊北町大字矢玉94番地、最後の住所山口県下関市豊北町大字矢玉94番地、死亡の場所山口県下関市、死亡年月日令和6年5月23日頃、出生の場所山口県豊浦郡豊北町、出生年月日昭和31年5月13日、職業無職  
被相続人 亡 滝川 栄一  
山口県下関市竹崎町4丁目7番24号5階  
相続財産清算人 弁護士 三島 大樹  
催告期間満了日 令和8年3月16日  
山口家庭裁判所下関支部

## 令和7年(家) 第71557号

東京都中央区銀座6丁目17番1号  
申立人 東京信用保証協会  
本籍東京都練馬区関町東1丁目甲7番地、最後の住所東京都練馬区関町東1丁目1番14号、死亡の場所東京都西東京市、死亡年月日令和6年3月11日、出生の場所神奈川県横須賀市、出生年月日昭和14年11月28日、職業会社代表者  
被相続人 亡 足立 哲哉  
事務所東京都豊島区池袋2丁目60番6号グランドメゾン池袋庵番館805 ナイキ法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 内木 尚志  
催告期間満了日 令和8年3月31日  
東京家庭裁判所

## 令和7年(家) 第71598号

東京都文京区本駒込2丁目27番18号  
申立人 ベルデコリナ本駒込管理組合  
本籍東京都文京区本駒込2丁目27番、最後の住所東京都文京区本駒込2丁目27番18-501号、死亡の場所東京都文京区、死亡年月日推定令和6年8月24日、出生の場所東京都中央区、出生年月日昭和30年10月19日、職業不詳  
被相続人 亡 小西さゆり  
事務所東京都千代田区六番町6番地20グラントメゾン六番町901号室 安田・遠藤法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 遠藤由美子  
催告期間満了日 令和8年3月31日  
東京家庭裁判所

## 令和7年(家) 第5102号

神奈川県横須賀市日の出町1丁目11番地1-1408号  
申立人 橋本 健司  
本籍神奈川県横須賀市秋谷1丁目620番地、最後の住所神奈川県横須賀市秋谷1丁目7番22号グループホーム秋谷、死亡の場所神奈川県横須賀市、死亡年月日令和7年4月21日、出生の場所神奈川県三浦郡大楠町、出生年月日昭和16年1月2日、職業無職  
被相続人 亡 安藤 桃子  
事務所神奈川県横須賀市米が浜通1丁目7番地2サクマ横須賀ビル301  
相続財産清算人 弁護士 伊東 秀文  
催告期間満了日 令和8年3月12日  
横浜家庭裁判所横須賀支部

## 令和7年(家) 第5116号

神奈川県三浦市初声町下宮田601番地1  
申立人 ルナタウン三浦管理組合  
本籍神奈川県横須賀市久里浜2丁目6番地、最後の住所神奈川県三浦市初声町下宮田601番地1ルナタウン三浦2603、死亡の場所神奈川県三浦市、死亡年月日令和5年11月以下不詳、出生の場所神奈川県横須賀市、出生年月日昭和31年1月26日、職業不明  
被相続人 亡 渡部 秀一  
事務所神奈川県横須賀市若松町1丁目21番地10横須賀イーストコート6階

相続財産清算人 弁護士 清水 俊明  
催告期間満了日 令和8年3月9日  
横浜家庭裁判所横須賀支部

## 令和7年(家) 第3147号

神奈川県足柄上郡中井町松本85一口  
申立人 小澤 和夫  
本籍神奈川県足柄上郡中井町松本85番口号地、最後の住所神奈川県足柄上郡中井町松本85番地口号、死亡の場所神奈川県足柄上郡開成町、死亡年月日令和6年10月9日、出生の場所神奈川県中郡北秦野村、出生年月日昭和7年3月9日、職業無職  
被相続人 亡 小澤 カネ  
事務所神奈川県秦野市柳町1丁目13番3号メイビル3階 秦野渋沢法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 東島 貴幸  
催告期間満了日 令和8年3月17日  
横浜家庭裁判所小田原支部

## 令和7年(家) 第80775号

奈良県奈良市法華寺町409番地  
申立人 増田久美子  
本籍大阪府大阪市此花区西島3丁目100番地1、最後の住所大阪府大阪市城東区鳴野西5丁目3番2-613号、死亡の場所大阪府大阪市北区、死亡年月日令和7年1月7日、出生の場所大阪府大阪市天王寺区、出生年月日昭和25年5月16日、職業不明  
被相続人 亡 大畠 実  
大阪市北区南森町1-3-27南森町丸井ビル3階  
相続財産清算人 弁護士 石塙 太一  
催告期間満了日 令和8年4月7日  
大阪家庭裁判所

## 令和7年(家) 第80927号

大阪市中央区北浜2丁目5番4号  
申立人 大阪シティ信用金庫  
本籍大阪府八尾市久宝寺5丁目151番地、最後の住所大阪府八尾市久宝寺5丁目4番8号、死亡の場所大阪府八尾市、死亡年月日令和6年9月13日、出生の場所大阪府八尾市、出生年月日昭和34年7月18日、職業不明  
被相続人 亡 前田 友行  
大阪市北区西天満2-10-2 幸田ビル12階  
相続財産清算人 弁護士 大山 徹  
催告期間満了日 令和8年4月7日  
大阪家庭裁判所

## 令和7年(家) 第80951号

兵庫県三木市緑が丘町東2丁目5番地の22  
申立人 平尾浩太郎  
本籍大阪府東大阪市中鴻池町2丁目489番地、最後の住所大阪府東大阪市中鴻池町2丁目8番17号、死亡の場所大阪府東大阪市、死亡年月日推定令和6年1月14日、出生の場所兵庫県神戸市林田区、出生年月日昭和17年6月22日、職業不明  
被相続人 亡 水浦 洋子  
大阪市北区堂島2丁目2番2号近鉄堂島ビル19階  
相続財産清算人 弁護士 小林 孝広  
催告期間満了日 令和8年4月7日  
大阪家庭裁判所

## 令和7年(家) 第10080号

和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台1060番地201  
申立人 秋津 智子  
本籍和歌山県東牟婁郡串本町姫634番地、最後の住所和歌山県東牟婁郡串本町姫634番地、死亡の場所和歌山県東牟婁郡那智勝浦町、死亡年月日令和7年4月24日、出生の場所和歌山県東牟婁郡西向町、出生年月日昭和11年2月4日、職業無職  
被相続人 亡 田中千鶴子  
事務所和歌山県田辺市湊14番27号 A B Cビル3階  
相続財産清算人 弁護士 佐藤 生空  
催告期間満了日 令和8年3月12日  
和歌山家庭裁判所田辺支部

## 令和7年(家) 第257号

香川県さぬき市志度5385番地8  
申立人 さぬき市長 大山 茂樹  
本籍香川県さぬき市津田町津田1349番地1、最後の住所香川県さぬき市志度3350番地10小方ハイツ605、死亡の場所岡山県岡山市北区、死亡年月日令和4年2月12日、出生の場所香川県大川郡津田町、出生年月日昭和24年8月11日、職業不明  
被相続人 亡 吉川 裕子  
香川県高松市丸の内7-17あんしん館2階平井法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 平井 功祥  
催告期間満了日 令和8年3月31日  
高松家庭裁判所

**令和7年（家）第344号**  
福岡県飯塚市立岩964番地35セントロイヤル  
新飯塚駅902  
申立人 青柳 壮悟  
本籍福岡県京都郡みやこ町犀川山鹿15番地、  
最後の住所福岡県京都郡みやこ町犀川山鹿15  
番地、死亡の場所福岡県京都郡苅田町、死亡  
年月日令和7年1月8日、出生の場所福岡県  
京都郡犀川町、出生年月日昭和36年12月21日、  
職業無職  
被相続人 亡 玉置 伸洋  
福岡県行橋市南大橋4丁目8番17号  
相続財産清算人 司法書士 安藤 裕成  
催告期間満了日 令和8年3月19日  
福岡家庭裁判所行橋支部  
**令和7年（家）第54号**  
熊本県球磨郡多良木町大字多良木3666番地  
申立人 前田 英敏  
本籍熊本県球磨郡あさぎり町須恵3214番地、  
最後の住所熊本県あさぎり町免田西3003番地  
56、死亡の場所熊本県球磨郡あさぎり町、死  
亡年月日令和7年5月16日、出生の場所熊本  
県球磨郡須恵村、出生年月日昭和18年1月1  
日、職業無職  
被相続人 亡 中村眞美子  
事務所熊本県人吉市宝来町15番地5  
相続財産清算人 司法書士 宮本 稔也  
催告期間満了日 令和8年3月14日  
熊本家庭裁判所人吉支部  
**令和7年（家）第198号**  
青森県十和田市西二番町3番10号  
申立人 田守 弘子  
本籍青森県十和田市大字三本木字一本木沢  
223番地2、最後の住所青森県十和田市稻生  
町14番43号、死亡の場所青森県八戸市、死亡  
年月日令和7年2月13日、出生の場所青森県  
三戸郡五戸町、出生年月日昭和46年11月30日、  
職業自営業  
被相続人 亡 鳥居 秀憲  
青森県十和田市西三番町1番42号NTT十和  
田ビル2階弁護士法人青空と大地  
相続財産清算人 橋本 明広  
催告期間満了日 令和8年3月6日  
青森家庭裁判所十和田支部  
**令和7年（家）第9013号**  
千葉県茂原市道表1番地  
申立人 茂原市長 市原 淳

本籍秋田県北秋田市森吉字桐内沢閑下タ57番  
地、最後の住所秋田県北秋田市綴子字釜堤脇  
10番地、死亡の場所秋田県北秋田市、死亡年  
月日令和6年4月1日、出生の場所秋田県北  
秋田市、出生年月日昭和24年4月28日、職業  
不明  
被相続人 亡 涌坪 春義  
千葉県茂原市鷺巣295番地8  
相続財産清算人 司法書士 麻生 武  
催告期間満了日 令和8年3月16日  
秋田家庭裁判所大館支部  
**令和7年（家）第30093号**  
茨城県水戸市八幡町7番13号  
申立人 シャトー水戸管理組合法人  
本籍茨城県水戸市南町3丁目123番地、最後  
の住所茨城県笠間市旭町339番地4、死亡の  
場所茨城県笠間市、死亡年月日平成30年8月  
9日、出生の場所東京市品川区、出生年月日  
昭和8年6月6日、職業会社役員  
被相続人 亡 西川 勝也  
茨城県水戸市大町2丁目1番26-207号種  
田・鈴木法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 鈴木 大輔  
催告期間満了日 令和8年3月12日  
水戸家庭裁判所  
**令和7年（家）第20076号**  
群馬県高崎市下滝町334番地  
申立人 渡邊 俊裕  
本籍群馬県藤岡市藤岡甲845番地1号、最後  
の住所群馬県北群馬郡吉岡町大字上野田3478  
番地 薫英会福祉ホーム、死亡の場所群馬県  
渋川市、死亡年月日令和7年5月20日、出生  
の場所東京府東京市荒川区、出生年月日昭和  
14年2月12日、職業無職  
被相続人 亡 平田 政廣  
事務所群馬県前橋市大手町3-4-16 石  
原・関・猿谷法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 山崎 海緑  
催告期間満了日 令和8年3月9日  
前橋家庭裁判所  
**令和7年（家）第10197号**  
埼玉県ふじみ野市池上1番26号  
申立人 木崎 とみ  
本籍埼玉県ふじみ野市苗間384番地2、最後  
の住所埼玉県ふじみ野市苗間384番地2、死  
亡の場所埼玉県富士見市、死亡年月日平成31  
年2月6日、出生の場所埼玉県入間郡富士見  
村、出生年月日大正14年7月12日、職業無職  
被相続人 亡 神木 はる

事務所埼玉県川越市田町23-35サンハイツ川  
越101埼玉川越法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 高橋 太司  
催告期間満了日 令和8年3月6日  
さいたま家庭裁判所川越支部  
**令和7年（家）第30135号**  
千葉県千葉市稲毛区柏台1番5棟111号  
申立人 稲毛ファミールハイツ団地管理組合法  
人  
本籍長崎県長崎市深堀町5丁目102番地、最  
後の住所千葉市稲毛区柏台1番21棟103号、  
死亡の場所千葉県千葉市稲毛区、死亡年月日  
推定令和5年7月23日、出生の場所東京都北  
多摩郡田無町、出生年月日昭和34年9月18日、  
職業不明  
被相続人 亡 古賀 康彦  
事務所千葉市中央区本千葉町1番1号 日土  
地千葉中央ビル9階県民合同法律会計事務所  
相続財産清算人 弁護士 飯田 貴大  
催告期間満了日 令和8年3月9日  
千葉家庭裁判所  
**令和7年（家）第30201号**  
千葉県大網白里市大網579番地13  
申立人 布施 正之  
本籍千葉県市原市二日市場615番地、最後  
の住所千葉県市原市二日市場471番地1、死  
亡の場所千葉県市原市、死亡年月日令和6年11  
月17日、出生の場所千葉県市原郡高滝村、出  
生年月日昭和4年7月29日、職業無職  
被相続人 亡 布施 ふじ  
事務所千葉市中央区新宿2-2-2 第3ブ  
レシードビル5階N号室 S f i 1 法律事務  
所  
相続財産清算人 弁護士 坪内 清久  
催告期間満了日 令和8年3月9日  
千葉家庭裁判所  
**令和7年（家）第5072号**  
神奈川県横浜市金沢区六浦南5丁目11番1号  
102  
申立人 今村 雅一  
本籍神奈川県横須賀市衣笠栄町3丁目44番  
地、最後の住所神奈川県横須賀市平作5丁目  
3番10号、死亡の場所神奈川県横須賀市、死  
亡年月日推定令和4年8月27日、出生の場所  
神奈川県横須賀市、出生年月日昭和34年12月  
25日、職業無職  
被相続人 亡 山田 洋一  
事務所神奈川県横須賀市大滝町2丁目17番地  
筑波中央ビル3階  
相続財産清算人 弁護士 生田 秀  
催告期間満了日 令和8年3月16日  
横浜家庭裁判所横須賀支部

**令和7年（家）第5111号**  
神奈川県横須賀市小川町13番地1 アサヒ横須  
賀ビル8階802  
申立人 河野 康裕  
本籍神奈川県横須賀市大津町2丁目4番地、  
最後の住所神奈川県横須賀市野比5丁目5番  
6号横須賀老人ホーム、死亡の場所神奈川県  
横須賀市、死亡年月日令和7年5月29日、出生  
の場所神奈川県横須賀市、出生年月日昭和  
26年9月14日、職業無職  
被相続人 亡 松本 由美  
事務所神奈川県横須賀市小川町13番地1 アサ  
ヒ横須賀ビル8階802  
相続財産清算人 弁護士 河野 康裕  
催告期間満了日 令和8年3月16日  
横浜家庭裁判所横須賀支部  
**令和7年（家）第7084号**  
神奈川県海老名市泉2丁目4番1-617号  
申立人 志村由香里  
本籍神奈川県相模原市緑区又野56番地61、最  
後の住所神奈川県相模原市緑区又野56番地  
61、死亡の場所神奈川県相模原市緑区、死亡  
年月日令和4年9月9日、出生の場所佐賀県  
佐賀市、出生年月日昭和33年11月4日、職業  
不明  
被相続人 亡 中野 淳  
神奈川県相模原市中央区相模原3丁目8番26  
号サンライズビル4階 弁護士法人まちだ・  
さがみ総合法律事務所相模原支所  
相続財産清算人 弁護士 川合きり恵  
催告期間満了日 令和8年3月18日  
横浜家庭裁判所相模原支部  
**令和7年（家）第7085号**  
神奈川県相模原市南区上鶴間本町5-4-28  
申立人 サンヴェール町田グランデュール管理  
組合  
本籍神奈川県相模原市南区上鶴間本町5丁目  
2603番地1、最後の住所神奈川県相模原市南  
区上鶴間本町5丁目4番28-805号、死亡の  
場所神奈川県相模原市南区、死亡年月日推定  
令和5年8月21日から31日までの間、出生の  
場所熊本県荒尾市、出生年月日昭和11年6月  
27日、職業不明  
被相続人 亡 林 省吾  
神奈川県相模原市中央区千代田1丁目6番9  
号共立千代田ビル2階 県相模法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 川島 淳  
催告期間満了日 令和8年3月18日  
横浜家庭裁判所相模原支部

令和7年(家)第15074号  
新潟市西区内野西が丘1丁目5番41号

申立人 河内 春香  
本籍新潟県長岡市脇野町831番地10、最後の住所新潟県長岡市脇野町831番地10、死亡の場所新潟県新潟市西区、死亡年月日推定令和6年12月12日、出生の場所新潟県新潟市、出生年月日昭和61年1月26日、職業無職  
被相続人 亡 河内 智宏  
事務所新潟県長岡市今朝白3丁目3番1号黒田特許法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 笠柳 大和  
催告期間満了日 令和8年3月13日  
新潟家庭裁判所長岡支部

令和7年(家)第40089号

長野県北安曇郡松川村7090番地1  
申立人 帯金 康祐  
本籍長野県安曇野市明科中川手3921番地、最後の住所長野県松本市寿北6丁目9番28号、死亡の場所長野県松本市、死亡年月日令和7年6月27日、出生の場所長野県東筑摩郡明科町、出生年月日大正10年10月8日、職業無職  
被相続人 亡 岩渕 真美  
事務所長野県北安曇郡白馬村大字北城397番地帶金司法書士事務所  
相続財産清算人 司法書士 帯金 康祐  
催告期間満了日 令和8年3月9日  
長野家庭裁判所松本支部

令和7年(家)第2089号

愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地1 o i k o s 101  
申立人 岩田 紗絵  
本籍愛知県犬山市大字犬山字西古券68番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所岐阜県羽島郡笠松町、死亡年月日令和5年9月14日、出生の場所愛知県犬山市、出生年月日昭和38年9月16日、職業不詳  
被相続人 亡 伊神 裕詞  
愛知県犬山市大字犬山字東古券46番地 真野事務所  
相続財産清算人 真野 健二  
催告期間満了日 令和8年3月7日  
名古屋家庭裁判所一宮支部

### 相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第30094号

茨城県水戸市南町3丁目3番33号 P S 第3ビル8階 みとみらい法律事務所  
申立人 足立 貴弘  
本籍東京都品川区南品川4丁目322番地、最後の住所茨城県東茨城郡城里町大字石塚539番地の1 しまナーシングホーム常北、死亡の場所茨城県東茨城郡城里町、死亡年月日令和3年8月27日、出生の場所東京都品川区、出生年月日昭和21年8月17日、職業無職  
被相続人 亡 石井 良政  
催告期間満了日 令和8年3月5日  
水戸家庭裁判所

令和7年(家)第553号

宮崎県日南市飫肥5丁目4番55号  
申立人 石灘 寛樹  
本籍宮崎県串間市大字市木7880番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所宮崎県串間市、死亡年月日令和4年11月19日、出生の場所宮崎県南那珂郡木村、出生年月日昭和16年11月12日、職業無職  
被相続人 亡 井野 未廣  
催告期間満了日 令和8年3月12日  
宮崎家庭裁判所日南支部

### 公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

令和7年(へ)第2号

福井県敦賀市栄新町1番12号  
申立人 谷口 拓哉  
権利の届出の終期 令和7年10月31日  
令和7年7月18日 敦賀簡易裁判所  
(別紙) 目録

(1)土地

所在 敦賀市栄新町

地番 1番5

地目 宅地

地積 751.83平方メートル

(2)登記年月日番号 福井地方法務局敦賀支局明治42年2月10日受付第545号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 地上権設定仮登記  
原因 明治42年2月10日付敦賀区裁判所の仮処分命令により  
目的 建物所有  
範囲 換地のうち(り)東側間口2間奥行7間2分14坪5合  
地代 1年1坪につき金16銭  
支払期 每年6月12月  
権利者 敦賀郡敦賀町浪花74番地 岩岡 みつ

令和7年(へ)第3号

福井県敦賀市栄新町1番12号  
申立人 谷口 拓哉  
権利の届出の終期 令和7年10月31日  
令和7年7月18日 敦賀簡易裁判所  
(別紙) 目録

(1)土地

所在 敦賀市栄新町

地番 1番5

地目 宅地

地積 751.83平方メートル

(2)登記年月日番号 福井地方法務局敦賀支局明治42年1月12日受付第108号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 地上権設定仮登記  
原因 明治42年1月12日付敦賀区裁判所の仮処分命令により  
目的 建物所有  
範囲 換地のうち(り)東側間口2間奥行7間2分14坪5合  
地代 1年1坪につき金20銭  
支払期 每年6月12月  
権利者 敦賀郡敦賀町浪花54番地 吹唐 キク

### 失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和7年(家)第4398号

神奈川県小田原市国府津1870番地の2  
申立人 香島喜美子

本籍東京都墨田区墨田5丁目323番地、最後の住所東京都台東区清川2丁目16番5号 ビジネスホテル紅陽  
不在者 青柳 繁一  
昭和7年3月29日生  
届出期間満了日 令和7年12月1日  
東京家庭裁判所

令和7年(家)第53号

新潟県上越市安塚区真荻平2874番地乙  
申立人 和栗 元一  
本籍新潟県上越市安塚区真荻平2874番地乙、最後の住所新潟県上越市安塚区真荻平2874番地乙  
不在者 和栗 静江  
昭和22年12月5日生  
届出期間満了日 令和7年11月30日  
新潟家庭裁判所高田支部

令和7年(家)第675号

岡山県津山市大岩511番地  
申立人 花谷 展恵  
本籍岡山県津山市大岩511番地、最後の住所不明  
不在者 花谷 町子  
昭和5年1月18日生  
届出期間満了日 令和7年12月5日  
岡山家庭裁判所津山支部

令和7年(家)第2151号

兵庫県加西市三口町747番地  
申立人 王子 加一  
本籍兵庫県加西市三口町747番地、最後の住所大阪市都島区中野町4丁目5番1号  
不在者 王子重治郎  
昭和23年6月11日生  
届出期間満了日 令和7年12月1日  
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第2186号

徳島市南末広町4番33-602号 サーバス南末広式番館  
申立人 富田 京子  
本籍大阪府大阪市生野区鶴橋1丁目146番地、最後の住所大阪府大東市野崎3丁目8番22号  
野崎マンション  
不在者 長谷川好弘  
昭和14年5月15日生  
届出期間満了日 令和7年12月1日  
大阪家庭裁判所

令和7年（家）第49号  
北九州市八幡西区熊西1-3-11-701号  
申立人 中水喜久生  
本籍福岡県大牟田市桜町40番地、最後の住所  
東京都渋谷区笹塚1丁目12番15号雄大荘102  
不在者 中水考一郎  
昭和51年3月10日生  
届出期間満了日 令和7年12月15日  
山口家庭裁判所周南支部

令和7年（家）第179号  
香川県さぬき市造田は弘1260番地  
申立人 竹田 源治  
本籍香川県さぬき市鴨部1131番地1、最後の  
住所不詳  
不在者 細川 佳子  
昭和27年11月6日生  
届出期間満了日 令和7年12月26日  
高松家庭裁判所

**失踪宣告**

令和5年（家）第6908号  
本籍茨城県桜川市羽田1173番地、最後の住所  
不明  
不在者 横田 利雄  
昭和8年10月29日生  
令和7年7月31日失踪宣告審判確定  
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和5年（家）第8412号  
本籍東京都杉並区永福3丁目237番地、最後  
の住所東京都練馬区石神井台6丁目17番11号  
不在者 植村 秀夫  
昭和5年12月11日生  
令和7年8月1日失踪宣告審判確定  
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年（家）第6670号  
本籍北海道美唄市字美唄1990番地、最後の住  
所不明  
不在者 大平 寛一  
大正4年6月15日生  
令和7年7月31日失踪宣告審判確定  
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第1550号  
本籍三重県伊賀市小田町1908番地、最後の住  
所不明  
不在者 松裏 初子  
昭和13年5月10日生  
令和7年7月31日失踪宣告審判確定  
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年（家）第2543号  
本籍熊本県球磨郡山江村大字山田丙536番地、  
最後の住所東京都小金井市前原町3丁目6番  
17号さりしま荘201  
不在者 原先のり子  
昭和47年8月20日生  
令和7年7月29日失踪宣告審判確定  
東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官  
**破産手続における包括的禁止命令**

令和7年（フ）第5509号  
東京都江東区豊洲6丁目5番1号  
債務者 有限会社岩幸商店  
主文 本件につき、破産手続開始の決定があるま  
での間、すべての債権者は、債務者の財産に対  
する強制執行等及び国税滞納処分をしてはなら  
ない。

令和7年8月6日  
東京地方裁判所民事第20部

**破産手続における保全管理命令**

令和7年（フ）第5509号  
東京都江東区豊洲6丁目5番1号  
債務者 有限会社岩幸商店  
1 主文 破産手続開始の申立てにつき決定があ  
るまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人  
による管理を命ずる。  
2 保全管理人 弁護士 足立 學  
令和7年8月6日  
東京地方裁判所民事第20部

**破産手続開始**

次の破産事件について、以下のとおり破産手続  
を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び  
破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ  
の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年（フ）第43号  
島根県出雲市今市町327番地6  
債務者 合同会社プラム  
代表者代表社員 熱田 英之  
1 決定年月日時 令和7年8月8日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 高井 洋輔  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年9月8日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴  
取・計算報告の期日 令和7年10月21日午後2  
時15分  
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当  
をすることにつき異議のある破産債権者は、裁  
判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで  
に異議を述べなければならない。  
松江地方裁判所出雲支部

令和7年（フ）第53号  
島根県出雲市塩冶町223番地8島根大学地域  
未来協創本部地域医学共同研究部門301号室  
債務者 株式会社みらい無限レシピ  
代表者代表取締役 中村 守彦  
1 決定年月日時 令和7年8月8日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 佐々木翔平  
4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴  
取・計算報告の期日 令和7年11月11日午後1  
時30分  
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当  
をすることにつき異議のある破産債権者は、裁  
判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで  
に異議を述べなければならない。

松江地方裁判所出雲支部

令和7年（フ）第309号  
鹿児島市古里町1078番地64  
債務者 有限会社桜岳園  
代表者取締役 岩元徹一郎  
1 決定年月日時 令和7年8月8日午後4時30  
分  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 田中佐和子  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年10月17日午前11時  
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年（フ）第1750号  
愛知県春日井市関田町2丁目197番地 セン  
トラルパリュ1階南  
債務者 有限会社名波工務所  
代表者代表取締役 名波 大知  
1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 高井 洋輔  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年10月23日午後2時10分  
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第675号  
神戸市中央区八幡通3丁目1番14号サンシ  
ポートビル  
債務者 株式会社F I E L D  
代表者代表取締役 西野 篤志  
1 決定年月日時 令和7年8月13日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 西川 精一  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年11月12日午後2時  
神戸地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第383号  
兵庫県尼崎市神田中通2丁目27番地の19  
債務者 株式会社天咲ソリューション  
代表者代表取締役 前田あづさ  
1 決定年月日時 令和7年8月12日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 丸山 翔  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年11月14日午前10時15分  
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年（フ）第201号  
愛媛県伊予郡砥部町川井214番地8  
債務者 株式会社FUKUMOTO  
代表者代表取締役 福本 高広  
1 決定年月日時 令和7年8月14日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 村上 亮二  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年11月27日午後1時45分  
松山地方裁判所民事部

**破産手続開始及び免責許可申  
立てに関する意見申述期間**

次の破産事件について、以下のとおり破産手続  
を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び  
破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ  
の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年（フ）第383号  
神奈川県平塚市高浜台28番21-102号 クリ  
オ平塚壱番館  
債務者 加々美洋平  
1 決定年月日時 令和7年8月12日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 野 広司  
4 破産債権の届出期間 令和7年9月22日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴  
取・計算報告の期日 令和7年11月18日午前11  
時  
6 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで  
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和7年(フ)第388号**

神奈川県足柄下郡湯河原町土肥6丁目4番地の2 チトセハウス201  
債務者 菊池 亮太

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 湯浅 文憲
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和7年(フ)第257号**

岡山県倉敷市玉島2丁目22番21号  
債務者 難波 正利

- 1 決定年月日時 令和7年8月14日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡田 孝文
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月29日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**令和7年(フ)第260号**

茨城県常陸太田市東二町2221番地  
債務者 上岡 秀輔

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中本 義信
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月18日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで

水戸地方裁判所

**令和7年(フ)第119号**

富山市金泉寺455番地1  
債務者 久郷 稔

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西川 浩夫
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月17日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午前10時30分

6 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで  
富山地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第1187号**

千葉県八千代市八千代台北9丁目9番4号  
アルカサーノ八千代台103号  
債務者 若城 嘉喬

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 市川 博基
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午前11時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ)第1203号**

千葉市中央区南生実町919番地  
債務者 深山 秀行

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤岡 園子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ)第1282号**

千葉市美浜区幸町2丁目8番10棟101号  
債務者 森 修司

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐久間貴幸
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月18日午前10時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ)第1158号**

千葉市花見川区花園3丁目18番10号 カーサ・ソラーラ102号  
債務者 鈴木 瞽武

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川名 秀太
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月12日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年11月5日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ)第1178号**

千葉県市川市南大野1丁目28番9号  
債務者 小野寺孝子

1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 久保 隼哉  
4 破産債権の届出期間 令和7年9月11日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月12日午前10時

6 免責意見申述期間 令和7年11月5日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ)第1160号**

千葉市花見川区瑞穂2丁目1番地1 ガーデンプラザ新検見川10番館303号  
債務者 中村 規希

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 橋本 拓朗
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月14日午前10時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ)第1282号**

千葉市美浜区幸町2丁目8番10棟101号  
債務者 森 修司

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐久間貴幸
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月18日午前10時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ)第997号**

千葉県四街道市千代田5丁目15番6号  
債務者 小山 真

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉橋祐一朗
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年11月12日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ)第1946号**

横浜市鶴見区北寺尾1丁目7番8号  
債務者 宇梶 健一

1 決定年月日時 令和7年8月12日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 木村 俊春

4 破産債権の届出期間 令和7年9月16日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月14日午前11時30分

6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第1307号**

千葉県木更津市貝渕3丁目11番27号  
債務者 三富 啓善

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 好生
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月26日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年11月19日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ)第32号**

岩手県二戸市金田一字馬場126番地  
債務者 鈴木 正一

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中川 順平
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月4日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで  
盛岡地方裁判所二戸支部

**令和7年(フ)第42号**

岩手県久慈市大川町第38地割83番地1  
債務者 清水 誠

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上山 信一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月11日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで  
盛岡地方裁判所二戸支部

**令和7年(フ)第1946号**

横浜市鶴見区北寺尾1丁目7番8号  
債務者 宇梶 健一

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木村 俊春
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月14日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

|  |  |   |   |
|--|--|---|---|
| 令和7年(フ)第171号<br>高知県土佐市高岡町丙507番地1 雅アパート 2F西<br>債務者 倉橋 康宏<br>1 決定年月日時 令和7年8月12日午前10時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 山岡 真博<br>4 破産債権の届出期間 令和7年9月26日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月13日午前10時<br>6 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで<br>高知地方裁判所破産係   | 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月5日午前11時<br>6 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで<br>横浜地方裁判所川崎支部破産係   | 令和7年(フ)第472号<br>川崎市中原区木月3丁目35番1-106号<br>債務者 北山 綾祐<br>1 決定年月日時 令和7年8月12日午後4時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 高橋 慶<br>4 破産債権の届出期間 令和7年9月12日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月3日午後1時50分<br>6 免責意見申述期間 令和7年12月2日まで<br>横浜地方裁判所川崎支部破産係                                | 令和7年(フ)第33号<br>岩手県久慈市宇部町第3地割10番地5<br>債務者 羽行 康治<br>1 決定年月日時 令和7年8月8日午後4時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 上山 信一<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月11日午後1時45分<br>5 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで<br>盛岡地方裁判所二戸支部                  |
| 令和7年(フ)第27号<br>長野県飯田市駄科537番地2 (サンハイツマキB201号)<br>債務者 林 博明<br>1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 長谷川敬子<br>4 破産債権の届出期間 令和7年10月1日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月5日午前11時45分<br>6 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで<br>長野地方裁判所飯田支部 | 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後3時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 斎藤 雅子<br>4 破産債権の届出期間 令和7年9月12日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月10日午前10時40分<br>6 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで<br>千葉地方裁判所松戸支部民事部 | 令和7年(フ)第94号<br>鳥取県鳥取市緑ヶ丘2丁目76番地グランドエスボワール306号、旧住所鳥取県八頭郡智頭町大字惣地388番地<br>債務者 西尾 正敏<br>1 決定年月日時 令和7年8月13日午後4時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 今田 慶太<br>4 破産債権の届出期間 令和7年9月12日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午前10時30分   | 令和7年(フ)第72号<br>北海道紋別郡遠軽町大通北6丁目2番地9<br>債務者 田中 祐葵<br>1 決定年月日時 令和7年8月13日午前10時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 永井理矢子<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午後1時45分<br>5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで<br>釧路地方裁判所北見支部破産係            |
| 令和7年(フ)第1313号<br>東京都多摩市百草1129番地の1<br>債務者 本橋 龍一<br>1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 三村 義幸<br>4 破産債権の届出期間 令和7年9月16日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月25日午前10時30分<br>6 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで<br>東京地方裁判所立川支部民事第4部    | 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 大西 啓介<br>4 破産債権の届出期間 令和7年9月19日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月25日午前10時30分<br>6 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで<br>鳥取地方裁判所民事部    | 令和7年(フ)第51号<br>島根県出雲市斐川町三分市2650番地<br>債務者 杉谷 里美<br>1 決定年月日時 令和7年8月8日午前11時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 原 市<br>4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午後1時45分<br>6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 | 令和7年(フ)第269号<br>岡山県笠岡市入江91番地11<br>債務者 川崎 龍也<br>1 決定年月日時 令和7年8月13日午前10時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 奥野 哲也<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月20日午後2時<br>5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで<br>岡山地方裁判所倉敷支部破産係                   |
| 令和7年(フ)第571号<br>川崎市川崎区中瀬3丁目4番5号<br>債務者 小出 藏人<br>1 決定年月日時 令和7年8月12日午後4時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 松橋正太郎<br>4 破産債権の届出期間 令和7年9月12日まで   | 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後3時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 山田 徹<br>4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月28日午後2時30分<br>6 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで<br>岐阜地方裁判所         | 令和7年(フ)第51号<br>島根県出雲市斐川町三分市2650番地<br>債務者 杉谷 里美<br>1 決定年月日時 令和7年8月8日午前11時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 原 市<br>4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午後1時45分<br>6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 | 令和7年(フ)第75号<br>新潟県阿賀野市寺社甲127番地1 コーポサカイ101号<br>債務者 波多野千鶴（旧姓佐藤）<br>1 決定年月日時 令和7年8月12日午前11時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 磯部 亘<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午後1時30分<br>5 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで<br>新潟地方裁判所新発田支部 |

## 令和7年(フ)第10号

群馬県利根郡みなかみ町大穴481番地1  
債務者 林 理美(旧姓樺澤)

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 和徳
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月20日午後1時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで

前橋地方裁判所沼田支部破産係

## 令和7年(フ)第1718号

愛知県半田市花園町3丁目6番地の22  
債務者 前島 仁志

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 早瀬 晋平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午前11時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第3485号

大阪府豊中市西泉丘3丁目11番5-107号  
債務者 KEN SOこと 村上 忠行

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 南 友香
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午後2時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第903号

仙台市太白区中田町字境13番地  
債務者 土橋 純一

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木原 知
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月14日午前10時55分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで

仙台地方裁判所第4民事部破産係

## 令和7年(フ)第43号

秋田県大館市积迦内字台野道下25番地3  
債務者 菊地 恵

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 熊谷 克史

## 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午前10時30分

- 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで

秋田地方裁判所大館支部

## 令和7年(フ)第1147号

さいたま市見沼区大字蓮沼266番地3 リエス蓮沼302、旧住所さいたま市緑区東浦和5丁目9番地6 フレグランスVII 205  
債務者 大島瑠々愛(旧名恵里佳)

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大塚 理瑛
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

## 令和7年(フ)第143号

三重県鈴鹿市寺家2丁目11番14号  
債務者 澤村 共一

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三浦 敏秀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午前10時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで

津地方裁判所破産係

## 令和7年(フ)第3293号

大阪市東淀川区南江口1丁目2番114-203号  
債務者 フレッシュ小竹交通こと 小竹 京子

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 依田有樹恵
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午後2時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第555号

神戸市須磨区稻葉町5丁目1番6号、従前の住所神戸市兵庫区御崎本町1丁目1番6-1101号  
債務者 原田 和子

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 手塚 祥平

## 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月11日午前10時50分

- 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで

神戸地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第135号

兵庫県伊丹市大鹿7丁目40番地の3 イズズハイツ ベル北伊丹203号  
債務者 古藤 健児

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤 正治
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月27日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで

神戸地方裁判所伊丹支部破産係

## 令和7年(フ)第126号

兵庫県明石市西新町2丁目1番6-804号  
債務者 黒崎 勇貴

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三好 貴将
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月4日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで

神戸地方裁判所明石支部破産係

## 令和7年(フ)第662号

広島市南区大州3-3-33大州寮620号室、住民票上の住所山口県下関市長府川端2丁目6番8号  
債務者 山田 稔允

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 新下久美子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで

広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第1191号

埼玉県蓮田市大字駒崎359番地1  
債務者 杉山 剛

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 久山 竜治
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

## 令和7年(フ)第931号

札幌市手稲区西宮の沢4条3丁目4番5-501号  
債務者 中村きのえ

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 神坂 正美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで

札幌地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第347号

神奈川県小田原市扇町5丁目17番15-302  
ハイツ中山  
債務者 北島美智代

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松浦加代子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部

## 令和7年(フ)第1455号

愛知県愛西市山路町野方149番地110  
債務者 二村 理香

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 新下久美子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月11日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第1677号

名古屋市北区五反田町111番地の1 介護老人保健施設サン・くすのき、住民票上の住所  
名古屋市北区尾上町1番地の2 尾上団地1棟506号  
債務者 神田ますみ

- 法定代理人成年後見人 犬飼 裕行
- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
  - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
  - 3 破産管財人 弁護士 山本 晋也
  - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午後2時
  - 5 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

|  |   |   |   |  |
|--|---|---|---|--|
| <p><b>令和7年(フ)第1183号</b><br/>埼玉県川口市大字安行藤八302番地の1 ブルマス戸塚安行105号<br/>債務者 小笠原聖斗<br/>1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時<br/>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br/>3 破産管財人 弁護士 武藤 太平<br/>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午後1時30分<br/>5 免責意見申述期間 令和7年11月5日まで<br/>　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第117号</b><br/>長崎県北松浦郡佐々町口石免525番地1 ヌーヴォーマツダA-202<br/>債務者 真田 和典<br/>1 決定年月日時 令和7年8月7日午後3時<br/>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br/>3 破産管財人 弁護士 鈴木 裕子<br/>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月21日午後1時30分<br/>5 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで<br/>　　長崎地方裁判所佐世保支部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第118号</b><br/>長崎県北松浦郡佐々町口石免525番地1 ヌーヴォーマツダA-202<br/>債務者 真田 理香<br/>1 決定年月日時 令和7年8月7日午後3時<br/>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br/>3 破産管財人 弁護士 鈴木 裕子<br/>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月21日午後1時40分<br/>5 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで<br/>　　長崎地方裁判所佐世保支部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第1199号</b><br/>千葉県市川市宮久保1丁目31番8号<br/>債務者 山林 純<br/>1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時<br/>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br/>3 破産管財人 弁護士 山本 拓也<br/>4 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで<br/>　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p> <p><b>令和7年(フ)第1201号</b><br/>千葉県市原市青柳1丁目11番地9<br/>債務者 鳴原 恵子<br/>1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時<br/>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br/>3 破産管財人 弁護士 村岡 旭美<br/>4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで<br/>　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p> | <p><b>令和7年(フ)第1170号</b><br/>千葉県市川市北国分3丁目17番16号 (コリソチャンス201号)<br/>債務者 茅根 三鈴<br/>1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時<br/>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br/>3 破産管財人 弁護士 菊地 浩平<br/>4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで<br/>　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p> <p><b>令和7年(フ)第1198号</b><br/>千葉県船橋市金杉4丁目9番19号 ドゥー・メゾン金杉I-204号<br/>債務者 神田 優也<br/>1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時<br/>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br/>3 破産管財人 弁護士 本橋 瞳美<br/>4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで<br/>　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p> <p style="text-align: center;"><b>破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間</b></p> <p><b>令和7年(フ)第278号</b><br/>北海道北斗市久根別1丁目26番73号 コーポ川村3号室<br/>債務者 前田 穏史<br/>1 決定年月日時 令和7年8月13日午後1時<br/>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br/>　　本件破産手続を廃止する。<br/>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br/>4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで<br/>　　函館地方裁判所</p> | <p>1 決定年月日時 令和7年8月13日午後1時<br/>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br/>　　本件破産手続を廃止する。<br/>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br/>4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで<br/>　　函館地方裁判所</p> <p><b>令和7年(フ)第328号</b><br/>愛知県刈谷市中手町2丁目210番地、前住所 茨城県土浦市田中3丁目1番30-206号 モア・リッシュル土浦タワーズ<br/>債務者 小笠原一真<br/>1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時<br/>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br/>　　本件破産手続を廃止する。<br/>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br/>4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで<br/>　　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係</p> | <p><b>令和7年(フ)第71号</b><br/>栃木県足利市葉鹿町757番地 県営葉鹿第1・2住宅235<br/>債務者 飯島 恵<br/>1 決定年月日時 令和7年8月12日午後4時<br/>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br/>　　本件破産手続を廃止する。<br/>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br/>4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで<br/>　　宇都宮地方裁判所足利支部</p> <p><b>令和7年(フ)第74号</b><br/>栃木県足利市葉鹿町391番地1<br/>債務者 荒井 理奈<br/>1 決定年月日時 令和7年8月12日午後4時<br/>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br/>　　本件破産手続を廃止する。</p> | <p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br/>4 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで<br/>　　宇都宮地方裁判所足利支部</p> <p><b>令和7年(フ)第1286号</b><br/>埼玉県上尾市壱丁目東32番地13 プレディオ壱丁目イースト203<br/>債務者 横塚 鈴空<br/>1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時<br/>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br/>　　本件破産手続を廃止する。<br/>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br/>4 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで<br/>　　宇都宮地方裁判所足利支部</p> <p><b>令和7年(フ)第80号</b><br/>香川県坂出市笠指町6番17号、住民票上の前住所 兵庫県神戸市垂水区下畠町18番地の1 アドモリモト105号<br/>債務者 中井 亮介<br/>1 決定年月日時 令和7年8月6日午前10時<br/>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br/>　　本件破産手続を廃止する。<br/>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br/>4 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで<br/>　　高松地方裁判所丸亀支部</p> <p><b>令和7年(フ)第1094号</b><br/>名古屋市中川区中郷2丁目200番地 ルナハイツ201号<br/>債務者 松尾 美紀<br/>1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時<br/>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br/>　　本件破産手続を廃止する。<br/>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br/>4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで<br/>　　名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p><b>令和7年(フ)第1602号</b><br/>名古屋市南区堤起町1丁目22番地の2<br/>債務者 山之内博人<br/>1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時<br/>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br/>　　本件破産手続を廃止する。<br/>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br/>4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで<br/>　　名古屋地方裁判所民事第2部</p> |
|--|---|---|---|--|

## 令和7年(フ)第1700号

名古屋市千種区今池南9番10号 HF今池南  
レジデンスE 1002号  
債務者 高山 友里

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第1738号

名古屋市千種区今池1丁目18番30号 びいI  
千種411号  
債務者 坂梨 文音

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第1747号

名古屋市中区丸の内1丁目7番37号 シルク  
ビル9D号  
債務者 駿河 隆

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第1759号

名古屋市東区矢田3丁目3番S2-806号  
市営山田東荘南2棟  
債務者 LEE MYUNG SOON 李  
明順

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第93号

長崎県佐世保市棚方町424番地55、前住所長  
崎県佐世保市相浦町1957番地5  
債務者 堤 昭

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで  
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

## 令和7年(フ)第98号

長崎県北松浦郡佐々町口石免1335番地2 ビ  
レッジハウス佐々木永2-106号  
債務者 中野 昌恵

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで  
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

## 令和7年(フ)第121号

長崎県佐世保市横尾町24-2 ラ・メゾン横  
尾104、住民票上の住所長崎県佐世保市春日  
町27番20号  
債務者 濱 さおり

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで  
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

## 令和7年(フ)第1299号

埼玉県戸田市大字新曾1619番地の2 C re  
st ie q北戸田201号室  
債務者 岸田ケビンレッドニー

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

## 令和7年(フ)第1345号

さいたま市南区文蔵3丁目24番11-201号  
債務者 飯田 幸雄

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

## 令和7年(フ)第413号

埼玉県春日都市柏壁4丁目2番13号  
債務者 古谷 佳子

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで  
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

## 令和7年(フ)第489号

埼玉県越谷市花田5丁目5番地3 水谷ハイ  
ツ202  
債務者 山崎 大樹

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで  
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

## 令和7年(フ)第505号

埼玉県春日都市大枝89番地 武里団地3街区  
25棟404号、旧住所東京都台東区千束1丁目  
18番9-303号 ロイヤル丸富

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで  
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

## 令和7年(フ)第517号

埼玉県三郷市岩野木183番地2 エムタウン  
ハイツII-205  
債務者 高橋 義夫

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで  
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

## 令和7年(フ)第256号

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾4106番地3  
債務者 中山 信一

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで  
さいたま地方裁判所熊谷支部

## 令和7年(フ)第449号

川崎市川崎区塩浜3丁目12番18号 パークハ  
イツ 202  
債務者 中根 妙子

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

## 令和7年(フ)第538号

川崎市高津区諫訪1丁目19番9-101号  
パークプレゾンス  
債務者 小森 夢乃

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

|  |   |  |
|--|---|--|
| <p><b>令和7年(フ)第44号</b><br/> 岐阜県可児市下恵土2380番地1 メゾンまるはち101、従前の住所岐阜県可児市川合112番地 ディアコートA-101<br/> 債務者 藤井 捨治<br/> 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時<br/> 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br/> 本件破産手続を廃止する。<br/> 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br/> 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで<br/> 岐阜地方裁判所御嵩支部</p> <p><b>令和7年(フ)第42号</b><br/> 熊本県八代市千丁町古閑出552番地1 (B-2) ローサ千丁、前住所熊本県八代市植柳上町586番地3<br/> 債務者 前田 蒼陽<br/> 1 決定年月日時 令和7年8月13日午前10時<br/> 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br/> 本件破産手続を廃止する。<br/> 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br/> 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで<br/> 熊本地方裁判所八代支部</p> <p><b>令和7年(フ)第44号</b><br/> 山形県酒田市千日町6番24号 パレスAON E206号<br/> 債務者 成田 尚登<br/> 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時<br/> 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br/> 本件破産手続を廃止する。<br/> 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br/> 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで<br/> 山形地方裁判所酒田支部</p> <p><b>令和7年(フ)第231号</b><br/> 群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保2469番地 フラツツ吉岡102号<br/> 債務者 片柳 翔太<br/> 1 決定年月日時 令和7年8月13日午前10時<br/> 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br/> 本件破産手続を廃止する。<br/> 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br/> 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで<br/> 前橋地方裁判所民事部破産再生係</p> | <p><b>令和7年(フ)第234号</b><br/> 群馬県佐波郡玉村町大字川井2123番地1 嶋田住宅3号棟<br/> 債務者 木暮美佐江<br/> 1 決定年月日時 令和7年8月13日午前10時<br/> 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br/> 本件破産手続を廃止する。<br/> 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br/> 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで<br/> 岐阜地方裁判所御嵩支部</p> <p><b>令和7年(フ)第1264号</b><br/> 横浜市都筑区折本町343番地7 マンハイム大倉山702<br/> 債務者 坂本千恵子<br/> 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後4時<br/> 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br/> 本件破産手続を廃止する。<br/> 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br/> 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで<br/> 前橋地方裁判所民事部破産再生係</p> <p><b>令和7年(フ)第176号</b><br/> 静岡県沼津市大岡222番地の3 鈴木戸建C棟<br/> 債務者 斎藤 祥枝<br/> 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後3時<br/> 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br/> 本件破産手続を廃止する。<br/> 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br/> 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで<br/> 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第176号</b><br/> 愛知県一宮市瀬部字中島32番地4 SEAS ON中島205号<br/> 債務者 東村 勇<br/> 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後4時<br/> 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br/> 本件破産手続を廃止する。<br/> 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br/> 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで<br/> 名古屋地方裁判所一宮支部</p> <p><b>令和7年(フ)第550号</b><br/> 堺市南区桃山台2丁8番7-1124号<br/> 債務者 石坂 直子 (旧姓野川)<br/> 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後2時<br/> 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br/> 本件破産手続を廃止する。<br/> 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br/> 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで<br/> 大阪地方裁判所堺支部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第217号</b><br/> 盛岡市梨木町3番35-107号<br/> 債務者 佐々木和義<br/> 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後1時<br/> 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br/> 本件破産手続を廃止する。<br/> 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br/> 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで<br/> 大阪地方裁判所堺支部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第192号</b><br/> 福井県鯖江市平井町第62号64番地9<br/> 債務者 高鳥 聖也<br/> 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後1時<br/> 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br/> 本件破産手続を廃止する。<br/> 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br/> 4 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで<br/> 福井地方裁判所民事部破産係</p> | <p><b>令和7年(フ)第42号</b><br/> 京都府亀岡市稗田野町奥条古畑2番地 第二亀岡園ケアハウス310号、前住所京都府亀岡市篠町篠下西裏51番地1 ヒルサイドヴィレッジ103号<br/> 債務者 長屋佳津子<br/> 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後3時<br/> 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br/> 本件破産手続を廃止する。<br/> 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br/> 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで<br/> 京都地方裁判所園部支部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第44号</b><br/> 京都市右京区花園伊町41-7 泉谷病院内、住民票上の住所京都府南丹市八木町諸畑後町8番地1 ラポール八木<br/> 債務者 西田 力<br/> 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後3時<br/> 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br/> 本件破産手続を廃止する。<br/> 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br/> 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで<br/> 京都地方裁判所園部支部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第46号</b><br/> 京都府亀岡市曾我町南条五郎谷1番地11 MANDARIN PALACE 208号<br/> 債務者 出野 健<br/> 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後3時<br/> 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br/> 本件破産手続を廃止する。<br/> 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br/> 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで<br/> 京都地方裁判所園部支部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第192号</b><br/> 福井県鯖江市平井町第62号64番地9<br/> 債務者 高鳥 聖也<br/> 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後1時<br/> 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br/> 本件破産手続を廃止する。<br/> 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br/> 4 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで<br/> 福井地方裁判所民事部破産係</p> |
|--|---|--|

|                      |   |
|----------------------|---|
| <b>令和7年(フ)第193号</b>  | 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後3時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで<br>福井地方裁判所民事部破産係                          |
| <b>令和7年(フ)第1259号</b> | 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで<br>東京地方裁判所立川支部民事第4部                      |
| <b>令和7年(フ)第1267号</b> | 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで<br>東京地方裁判所立川支部民事第4部                      |
| <b>令和7年(フ)第3153号</b> | 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後3時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで<br>大阪府東大阪市西田辺町2丁目6番21号 エバーグリーン西田辺ハイツ710号 |
| <b>令和7年(フ)第3245号</b> | 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後3時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで<br>大阪市鶴見区茨田大宮4丁目23番19-1404号              |

|                      |   |
|----------------------|---|
| <b>令和7年(フ)第3254号</b> | 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後3時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで<br>大阪府茨木市横江1丁目9番5号 209号                  |
| <b>令和7年(フ)第3259号</b> | 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後3時<br>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで<br>大阪府茨木市横江1丁目9番5号 209号                  |
| <b>令和7年(フ)第3319号</b> | 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後3時<br>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで<br>大阪府茨木市横江1丁目9番5号 209号                  |
| <b>令和7年(フ)第3334号</b> | 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後3時<br>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで<br>大阪市中央区南新町1丁目4番10号 M o s a i q u e 503 |
| <b>令和7年(フ)第3401号</b> | 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後3時<br>2 傾務者 杉 勝己<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで<br>大阪市此花区高見2丁目6番26号 102号、<br>前住所大阪市此花区伝法6丁目3番2-613号                  |

|                      |  |
|----------------------|--|
| <b>令和7年(フ)第3413号</b> | 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後3時<br>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで<br>大阪府茨木市蔵垣内2丁目16番20号 ゼンコウコーポラス3 307号、前住所大阪府茨木市真砂3丁目10番23号 メゾンライトコア502号 |
| <b>令和7年(フ)第3446号</b> | 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後3時<br>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで<br>大阪市生野区舍利寺1丁目11番2号 フローラ仙水602号   |
| <b>令和7年(フ)第3456号</b> | 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後3時<br>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで<br>大阪市西成区萩之茶屋3丁目2番16号 ハイツアザミ503号  |
| <b>令和7年(フ)第3524号</b> | 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後3時<br>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで<br>大阪府門真市宮前町13番6-105号   |
| <b>令和7年(フ)第354号</b>  | 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後3時<br>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで<br>大阪府豊中市新千里西町3丁目1番C16-109号   |
| <b>令和7年(フ)第3554号</b> | 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後3時<br>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで<br>大阪府東大阪市宝持3丁目8番14号 エトワールハイム川本601号                                     |
| <b>令和7年(フ)第3583号</b> | 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後3時<br>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで<br>大阪市西成区萩之茶屋3丁目2番16号 ハイツアザミ503号  |

|                      |  |
|----------------------|--|
| <b>令和7年(フ)第3621号</b> | 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで<br>大阪地方裁判所第6民事部  |
| <b>令和7年(フ)第3733号</b> | 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後3時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで<br>大阪地方裁判所第6民事部 |
| <b>令和7年(フ)第584号</b>  | 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後3時<br>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで<br>大阪地方裁判所第6民事部 |
| <b>令和7年(フ)第593号</b>  | 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時<br>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで<br>神戸地方裁判所第3民事部  |
| <b>令和7年(フ)第605号</b>  | 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時<br>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで<br>神戸地方裁判所第3民事部  |

|                      |  |
|----------------------|--|
| <b>令和7年(フ)第3621号</b> | 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時<br>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで<br>神戸地方裁判所第3民事部  |
| <b>令和7年(フ)第617号</b>  | 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時<br>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで<br>神戸地方裁判所第3民事部  |
| <b>令和7年(フ)第628号</b>  | 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時<br>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで<br>神戸地方裁判所第3民事部  |
| <b>令和7年(フ)第674号</b>  | 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時<br>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで<br>神戸地方裁判所第3民事部  |
| <b>令和7年(フ)第153号</b>  | 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時<br>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで<br>神戸地方裁判所第3民事部  |
| <b>令和7年(フ)第605号</b>  | 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後5時<br>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで<br>神戸地方裁判所伊丹支部破産係  |
| <b>令和7年(フ)第85号</b>   | 岩手県北上市黒沢尻2丁目3番1号 レジデンス山下2号、旧住所岩手県北上市黒沢尻1丁目19番75号 パウハウス北上A-201号<br>債務者 小原 愛美<br>1 決定年月日時 令和7年8月12日午後3時<br>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで<br>盛岡地方裁判所花巻支部             |
| <b>令和7年(フ)第686号</b>  | 仙台市宮城野区東仙台1丁目12番3号 アルファネクスト東仙台102、従前の住所栃木県佐野市石塚町2719番地 青山コーポC-201号室<br>債務者 齊藤 理枝<br>1 決定年月日時 令和7年8月12日午後1時<br>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで<br>仙台地方裁判所第4民事部破産係    |
| <b>令和7年(フ)第698号</b>  | 仙台市泉区西中山1丁目30番4号<br>債務者 千川原香織<br>1 決定年月日時 令和7年8月12日午後1時<br>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで<br>仙台地方裁判所第4民事部破産係   |
| <b>令和7年(フ)第837号</b>  | 仙台市若林区上飯田1丁目9番67号<br>債務者 柳田 優美<br>1 決定年月日時 令和7年8月12日午後1時<br>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで<br>仙台地方裁判所第4民事部破産係  |
| <b>令和7年(フ)第908号</b>  | 宮城県多賀城市伝上山3丁目30番13号 ロブティービトーシャ105号、従前の住所宮城県塩竈市青葉ヶ丘34番3号 シティハイムエムオ-102号<br>債務者 山石 裕幹<br>1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時<br>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで<br>仙台地方裁判所第4民事部破産係 |
| <b>令和7年(フ)第911号</b>  | 仙台市宮城野区銀杏町39番6-405号<br>債務者 石野 優太<br>1 決定年月日時 令和7年8月12日午後1時<br>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで<br>仙台地方裁判所第4民事部破産係  |

**令和7年(フ)第912号**  
 仙台市宮城野区銀杏町39番6—405号  
 債務者 石野 瑞木(旧姓関)  
 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後1時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
     仙台地方裁判所第4民事部破産係  
**令和7年(フ)第36号**  
 宮城県登米市迫町佐沼字天神前58番地4 サンハウス天神前3号、従前の住所宮城県登米市迫町佐沼字萩洗1丁目16番地1 フローレス萩洗A-6  
 債務者 庄司とよ子  
 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
     仙台地方裁判所登米支部  
**令和7年(フ)第46号**  
 秋田県大館市片山町2丁目6番47号 ハイツカクタス102  
 債務者 吉田 静子  
 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
     秋田地方裁判所大館支部  
**令和7年(フ)第47号**  
 秋田県大館市比内町笠館字羽立68番地、借入時の住所山形県上山市四ツ谷2丁目5番27号 サクラハイツ102号・宮城県大崎市古川中里5丁目9-76・宮城県柴田郡柴田町大字船岡字七作42 ルポゼ206  
 債務者 藤原 美羽  
 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
     秋田地方裁判所大館支部

**令和7年(フ)第76号**  
 千葉県茂原市八千代1丁目14番地1(レオパレススティングコートヤチヨ101号室)、前住所千葉県茂原市高師611番地3(アピアハイツ106)  
 債務者 田中 力  
 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後3時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
     千葉地方裁判所一宮支部破産係  
**令和7年(フ)第79号**  
 千葉県茂原市小林3183番地3(シルクツカサⅢ 101)  
 債務者 田中 亮介  
 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後3時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
     千葉地方裁判所一宮支部破産係  
**令和7年(フ)第125号**  
 神戸市西区水谷2丁目14番33-101号、前住所神戸市西区玉津町今津194番地の11  
 債務者 宮下 義美  
 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後2時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
     神戸地方裁判所明石支部破産係  
**令和7年(フ)第300号**  
 兵庫県加古川市米田町平津724番地の8、従前の住所兵庫県高砂市西畑3丁目1番4-102号  
 債務者 北風 恒奈  
 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後1時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
     神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(フ)第381号**  
 兵庫県姫路市飾磨区中島414番地503、従前の住所兵庫県たつの市揖保川町正條12番地 アヴェニール正条205  
 債務者 三木 純子(旧姓竹田)  
 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後1時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
     神戸地方裁判所姫路支部  
**令和7年(フ)第386号**  
 兵庫県姫路市日出町3丁目18番地 日出住宅1-410  
 債務者 橋本 純子  
 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後1時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
     神戸地方裁判所姫路支部  
**令和7年(フ)第395号**  
 兵庫県赤穂市南野中290番地4 ベリーハイツB202  
 債務者 鈴木 愛萌  
 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後1時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
     神戸地方裁判所姫路支部  
**令和7年(フ)第93号**  
 鳥取県米子市米原5丁目1番3-204号  
 債務者 吉江 晴海  
 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後1時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
     鳥取地方裁判所米子支部

**令和7年(フ)第394号**  
 岡山市中区乙多見347番地  
 債務者 川上 恵子  
 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後1時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
     岡山地方裁判所第3民事部  
**令和7年(フ)第408号**  
 岡山県岡山市北区南方5丁目9番25号  
 債務者 小林 啓一  
 1 決定年月日時 令和7年8月12日午前11時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
     岡山地方裁判所第3民事部  
**令和7年(フ)第412号**  
 岡山県倉敷市児島下の町2丁目1583番地50 ファミーユ・ヴィラA棟205  
 債務者 大崎 早苗  
 1 決定年月日時 令和7年8月12日午前11時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
     岡山地方裁判所第3民事部  
**令和7年(フ)第421号**  
 岡山市東区宍吉175番地12  
 債務者 平松 京子  
 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後1時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
     岡山地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第434号**  
岡山市東区瀬戸町笹岡815-1 ユニビレッジ4H1、住民票上の住所福岡県古賀市今の庄1丁目25番20号  
債務者 川上 心花  
1 決定年月日時 令和7年8月12日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
岡山地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第622号**  
広島県安芸郡府中町大須2丁目3番69号  
債務者 宮宇地聰史  
1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第212号**  
愛媛県松山市山越5丁目2番2号 コーポラスTOKUYOSHII 103号  
債務者 藤久 健  
1 決定年月日時 令和7年8月13日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
松山地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第213号**  
愛媛県松山市山越5丁目2番2号 コーポラスTOKUYOSHII 103号  
債務者 藤久ゆきみ  
1 決定年月日時 令和7年8月13日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
松山地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第230号**  
愛媛県松山市清水町2丁目9番地2 オレンジハイツ301号  
債務者 大原 隆善

1 決定年月日時 令和7年8月13日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
松山地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第233号**  
愛媛県松山市南江戸4丁目9番39号  
債務者 飯尾 裕斗  
1 決定年月日時 令和7年8月13日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
松山地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第319号**  
宮崎市宮脇町77番地3 メゾンソレイユ201号、前住所宮崎県延岡市土々呂町2丁目657番地  
債務者 小泉 麟  
1 決定年月日時 令和7年8月13日午後1時30分  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
宮崎地方裁判所破産係

**令和7年(フ)第58号**  
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山5031番地4 エレファントマンション12号館102号室、前住所宮崎県北諸県郡三股町大字蓼池3709番地3 コンクエスト蓼池101号  
債務者 平川ちはる  
1 決定年月日時 令和7年8月12日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
宮崎地方裁判所都城支部

**令和7年(フ)第70号**  
宮崎県都城市平江町33号1番地2 グランデハイツ平江102、前住所宮崎市霧島2丁目210番地5 Kazuwin 霧島603号  
債務者 黒田 美幸

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
宮崎地方裁判所都城支部

**令和7年(フ)第81号**  
宮崎県えびの市大字島内2032番地1  
債務者 西田 茗恵

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
宮崎地方裁判所都城支部

**令和7年(フ)第12号**  
沖縄県石垣市字新川1239番地  
債務者 平良さゆり

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
那覇地方裁判所石垣支部

**令和7年(フ)第16号**  
沖縄県石垣市字登野城76番地 ルニソラーレ  
4-C  
債務者 笹木 紀雅

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
那覇地方裁判所石垣支部

**令和7年(フ)第17号**  
沖縄県石垣市字登野城118番地  
債務者 石垣 晴江

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
那霸地方裁判所石垣支部

**令和7年(フ)第198号**

福島県郡山市図景2丁目11番28号 図景ヒルズ403号

債務者 寺山 三弥

1 決定年月日時 令和7年8月13日午後1時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで  
福島地方裁判所郡山支部破産係

**令和7年(フ)第670号**

広島県東広島市八本松町飯田516番地1

債務者 岡田 彩加(旧姓門田)

1 決定年月日時 令和7年8月12日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで  
広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第59号**

佐賀県唐津市大名小路2番11号 A K A R I  
Y A HOME & H O S T E L

債務者 鶴 恵美子

1 決定年月日時 令和7年8月13日午前11時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで  
佐賀地方裁判所唐津支部

**破産手続廃止**

**令和7年(フ)第297号**

千葉市美浜区高洲3丁目6番3棟201号

破産者 類家 光男

1 決定年月日 令和7年8月8日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

- 令和7年(フ)第385号**  
 千葉県船橋市南三咲2丁目21番19号  
 破産者 千代 豊  
 1 決定年月日 令和7年8月8日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
     千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
- 令和7年(フ)第279号**  
 札幌市西区山の手6条6丁目5番39号  
 ピュークレスト山の手401号  
 破産者 國嶋亜希子(旧姓片倉)  
 1 決定年月日 令和7年8月13日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
     札幌地方裁判所民事第4部
- 令和6年(フ)第30号**  
 北海道伊達市末永町33番地3  
 破産者 株式会社ローヤル  
 1 決定年月日 令和7年8月13日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 令和5年(フ)第678号**  
 千葉市緑区おゆみ野南2丁目12番地2 おゆみ野楽居俱楽部  
 破産者 吉野 勲  
 1 決定年月日 令和7年8月13日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
     千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
- 令和5年(フ)第507号**  
 岐阜県各務原市蘇原六軒町4丁目10番地の11  
 破産者 株式会社フシミ  
 1 決定年月日 令和7年8月13日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
     岐阜地方裁判所
- 破産手続廃止及び免責許可決定**
- 令和6年(フ)第43号**  
 北海道札幌市白石区本郷通3丁目南4番34-902号、開始決定時の住所北海道伊達市山下町161番地 ピアドール161  
 破産者 河原 文博

- 1 決定年月日 令和7年8月13日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
     札幌地方裁判所室蘭支部破産係
- 令和6年(フ)第458号**  
 岐阜県各務原市鵜沼大伊木町2丁目15番地1  
 破産者 ハルショウこと 濱田 令人  
 1 決定年月日 令和7年8月13日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
     岐阜地方裁判所
- 令和7年(フ)第52号**  
 鹿児島市花野光ヶ丘1丁目10番3号  
 破産者 中間 裕香  
 1 決定年月日 令和7年8月13日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
     鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
- 令和6年(フ)第401号**  
 静岡県裾野市深良732番地の1  
 破産者 杉山 勝  
 1 決定年月日 令和7年8月14日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
     静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
- 令和7年(フ)第10号**  
 静岡県御殿場市大坂164番地の20  
 破産者 有馬 孝秀  
 1 決定年月日 令和7年8月14日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
     静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
- 令和7年(フ)第69号**  
 静岡県沼津市今沢256番地の12  
 破産者 木村 哲也  
 1 決定年月日 令和7年8月14日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
     静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
- 令和6年(フ)第1235号**  
 名古屋市緑区大高町字子ノ年21番地 リアンジュー202号  
 破産者 電翔こと 安藤 翔(旧姓牛尾田)  
 1 決定年月日 令和7年8月5日  
 2 主文 本件破産手続を終結する。  
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
     名古屋地方裁判所民事第2部

- 令和6年(フ)第2474号**  
 札幌市東区北43条東18丁目3番21号 ルミエール202号  
 破産者 湯浅 雅義  
 1 決定年月日 令和7年8月13日  
 2 主文 本件破産手続を終結する。  
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
     札幌地方裁判所民事第4部
- 令和6年(フ)第80号**  
 北海道札幌市南区澄川2条2丁目6番2-611号  
 破産者 河原 廣志  
 1 決定年月日 令和7年8月13日  
 2 主文 本件破産手続を終結する。  
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
     札幌地方裁判所室蘭支部破産係
- 令和6年(フ)第230号**  
 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷1155番地 長与グリーンマンション山下101号  
 破産者 天野 雅朗  
 1 決定年月日 令和7年8月13日  
 2 主文 本件破産手続を終結する。  
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
     長崎地方裁判所民事部破産係
- 令和7年(フ)第1号**  
 宮崎市佐土原町12170番地 エレガンツンア204号、開始決定時の住所宮崎県都城市山之口町富吉2854番地3 森木山之口貸家2号棟  
 破産者 杉田 愛奈  
 1 決定年月日 令和7年8月14日  
 2 主文 本件破産手続を終結する。  
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
     宮崎地方裁判所都城支部

**破産債権の届出期間及び一般調査期日**

**令和6年(フ)第45号**

岩手県釜石市小佐野町4丁目2番48号  
破産者 工藤 誠

- 1 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 2 一般調査期日 令和7年11月11日午前10時35分

令和7年8月5日  
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

**令和7年(フ)第3号**

岩手県遠野市上郷町細越7地割32番地2  
破産者 金濱 稔

- 1 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 2 一般調査期日 令和7年11月11日午前10時40分

令和7年8月5日  
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

**破産債権の特別調査期間**

**令和6年(フ)第80号**

宮崎県都城市久保原町10街区41の3号、前住所滋賀県近江八幡市大森町73番地2  
破産者 須田 雄一

特別調査期間 令和7年9月25日から令和7年10月9日まで

令和7年8月14日 宮崎地方裁判所都城支部

**書面による計算報告**

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

**令和7年(フ)第761号**

千葉県船橋市三山9丁目1番11号 ジュネパレス船橋第51-102号  
破産者 亡平野力也相続財産

異議申述期間 令和7年9月26日まで

令和7年8月8日  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ)第865号**

千葉市中央区登戸3丁目9番38号 ヴィラ千葉101号  
破産者 石松 美香

異議申述期間 令和7年10月2日まで  
令和7年8月8日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ)第863号**

千葉県浦安市海楽1丁目24番5号  
破産者 倉沢 泰一

異議申述期間 令和7年10月3日まで

令和7年8月8日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ)第715号**

千葉市美浜区高洲2丁目2番11棟209号  
破産者 王裕治こと WANG JUNG C HEN 王 中辰(ワン ジュンчен)

異議申述期間 令和7年10月6日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ)第95号**

千葉県佐倉市ユーカリが丘1丁目10番17号、前住所千葉県佐倉市上座1429番地13  
破産者 安久津真之介

異議申述期間 令和7年10月9日まで

令和7年8月14日 千葉地方裁判所佐倉支部

**令和7年(フ)第146号**

千葉県富里市日吉倉56番地6(ビュークレストVI101)、前住所千葉県松戸市西馬橋幸町109番地 サンソレイユ松戸501号  
破産者 坂本 篤

異議申述期間 令和7年10月9日まで

令和7年8月14日 千葉地方裁判所佐倉支部

**令和6年(フ)第5737号**

大阪府東大阪市中鴻池町1丁目9番34号  
破産者 杉本 健一

異議申述期間 令和7年10月9日まで

令和7年8月14日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第519号**

大阪市西成区玉出中1丁目8番11号 プチペルン玉出 303号

破産者 平山栄治こと 文 栄治

異議申述期間 令和7年10月9日まで

令和7年8月14日

大阪地方裁判所第6民事部

**特別清算協定認可**

**令和7年(ヒ)第1002号**

千葉市中央区神明町22番1号  
清算株式会社 アートタチバナ株式会社  
代表清算人 鈴木 阜憲

1 決定年月日 令和7年8月7日

2 主文 次の協定を認可する。  
協定

令和7年(ヒ)第1002号特別清算事件

清算株式会社 アートタチバナ株式会社

1 清算株式会社及び協定債権者は、以下の事項を確認する。

(1) 頭書事件は、令和6年2月19日付で成立した清算株式会社及び協定債権者間の弁済計画(以下、「本件弁済計画」という。)の履行として申立てされたものであること。

(2) 本件弁済計画における協定債権者に対する弁済は、下記金額を基礎に按分弁済するものとされていること。

株式会社千葉銀行: 0円

千葉県信用保証協会: 27,870,000円

2 協定債権者は、協定債権(これに付随する利息・遅延損害金の一切を含む。)の一切を免除する。

3 前項の免除の後、清算株式会社に新たに財産が発見されたときは、これを速やかに換価し、その換価費用その他優先債権等を控除した残額を追加弁済の原資とし、協定債権元金額に応じて按分計算した額を追加弁済する。この場合において前項による免除の効力は、追加弁済額の限度で遡って効力を失う。

以上  
千葉地方裁判所民事第4部

**監督命令**

**令和7年(再)第2号**

熊本市中央区大江4丁目9番27号

再生債務者 池上あずさ

1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ぜる。

2 監督委員 熊本市中央区草葉町4-20 富士火災熊本ビル7階 三浦・江越法律事務所 弁護士 西村 好史

令和7年8月6日

熊本地方裁判所民事第1部

**再生手続開始**

**令和7年(再)第1号**

広島県廿日市市峰10245番地37

再生債務者 株式会社イシカワ

1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時  
2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年9月4日まで

4 再生債権の一般調査期間 令和7年10月2日から令和7年10月16日まで

広島地方裁判所民事第4部  
**小規模個人再生による書面決議に付する決定**

**令和7年(再イ)第17号**

千葉県白井市富士249番地の78

再生債務者 八倉巻良介

1 決議に付する再生計画案 令和7年8月5日付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月29日まで

令和7年8月8日 千葉地方裁判所佐倉支部

**令和7年(再イ)第53号**

東京都練馬区向山1-15-6-403

再生債務者 木村 峻二

1 決議に付する再生計画案 令和7年8月6日付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月29日まで

令和7年8月12日

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(再イ)第58号**

東京都羽村市栄町1-9-101

再生債務者 勅使河原勇

1 決議に付する再生計画案 令和7年7月30日付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月29日まで

令和7年8月12日

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(再イ)第108号**

東京都荒川区西尾久8-12-9-907

再生債務者 濱谷 菜摘

1 決議に付する再生計画案 令和7年7月17日付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月29日まで

令和7年8月12日

東京地方裁判所民事第20部

|   |                                    |
|---|------------------------------------|
| 令和7年（再イ）第110号<br>東京都江戸川区東小岩4-12-10-301<br>再生債務者 西澤 一哉 | 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月5日<br>付け再生計画案  |
| 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月<br>29日まで                       | 令和7年8月12日                          |
| 東京地方裁判所民事第20部   |                                    |
| 令和7年（再イ）第123号<br>埼玉県八潮市大瀬238-2<br>再生債務者 浦瀬 弘行         | 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月25日<br>付け再生計画案 |
| 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月<br>29日まで                       | 令和7年8月12日                          |
| 東京地方裁判所民事第20部   |                                    |
| 令和7年（再イ）第136号<br>埼玉県所沢市大字山口1288-1<br>再生債務者 岩田 一朗      | 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月1日<br>付け再生計画案  |
| 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月<br>29日まで                       | 令和7年8月12日                          |
| 東京地方裁判所民事第20部   |                                    |
| 令和7年（再イ）第60号<br>千葉県習志野市東習志野4丁目19番7号<br>再生債務者 平井 寿直    | 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月22日<br>付け再生計画案 |
| 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月<br>1日まで                        | 令和7年8月13日                          |
| 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係                                     |                                    |
| 令和7年（再イ）第96号<br>東京都大田区北千束1-58-8-304<br>再生債務者 佐藤 亮太    | 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月14日<br>付け再生計画案 |
| 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月<br>1日まで                        | 令和7年8月13日                          |
| 東京地方裁判所民事第20部   |                                    |

|  |                                    |
|--|------------------------------------|
| 令和7年（再イ）第125号<br>東京都練馬区西大泉1-36-17 第2光和20<br>B<br>再生債務者 近原 修                | 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月31日<br>付け再生計画案 |
| 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月<br>1日まで   | 令和7年8月13日                          |
| 東京地方裁判所民事第20部  |                                    |
| 令和7年（再イ）第171号<br>東京都墨田区本木3-25-25-210<br>再生債務者 木志根寛子                        | 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月30日<br>付け再生計画案 |
| 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月<br>1日まで   | 令和7年8月13日                          |
| 東京地方裁判所民事第20部  |                                    |
| 令和7年（再イ）第8号<br>埼玉県春日部市赤沼734番地5<br>再生債務者 福治亜寿美                              | 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月5日<br>付け再生計画案  |
| 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月<br>3日まで   | 令和7年8月13日                          |
| さいたま地方裁判所越谷支部再生係   |                                    |
| 令和7年（再イ）第19号<br>埼玉県吉川市大字土場117番地5<br>再生債務者 杉橋 正宏                            | 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月15日<br>付け再生計画案 |
| 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月<br>3日まで   | 令和7年8月13日                          |
| さいたま地方裁判所越谷支部再生係   |                                    |
| 令和7年（再イ）第29号<br>川崎市川崎区藤崎1丁目1番12号 バイルハ<br>イツ 301<br>再生債務者 渡邊 明広             | 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月17日<br>付け再生計画案 |
| 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月<br>3日まで   | 令和7年8月13日                          |
| 横浜地方裁判所川崎支部破産係   |                                    |
| 令和7年（再イ）第14号<br>富士市下堀108番地5 V i V i 下堀B棟102<br>号<br>再生債務者 森 寿子（旧姓有澤）       | 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月29日<br>付け再生計画案 |
| 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月<br>3日まで   | 令和7年8月13日                          |
| 富士地方裁判所民事部   |                                    |
| 令和6年（再イ）第64号<br>静岡県田方郡函南町平井892番地の195<br>再生債務者 北川 和義                        | 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月30日<br>付け再生計画案 |
| 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月<br>3日まで   | 令和7年8月13日                          |
| 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係  |                                    |
| 令和7年（再イ）第93号<br>愛知県津島市寺野町字郷94番地2<br>再生債務者 稲垣 真                             | 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月22日<br>付け再生計画案 |
| 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月<br>3日まで   | 令和7年8月13日                          |
| 名古屋地方裁判所民事第2部  |                                    |
| 令和7年（再イ）第6号<br>三重県鈴鹿市東磯山2丁目35番5号<br>再生債務者 8 L u m e n 8 こと 宮脇 絵美<br>(旧姓伊藤) | 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月31日<br>付け再生計画案 |
| 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月<br>3日まで   | 令和7年8月13日                          |
| 津地方裁判所再生係  |                                    |
| 令和7年（再イ）第16号<br>三重県津市豊が丘4丁目20番2号<br>再生債務者 真柄 幸二                            | 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月4日<br>付け再生計画案  |
| 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月<br>3日まで   | 令和7年8月13日                          |
| 津地方裁判所再生係  |                                    |
| 令和7年（再イ）第17号<br>三重県津市豊が丘4丁目20番2号<br>再生債務者 真柄登紀子                            | 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月4日<br>付け再生計画案  |
| 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月<br>3日まで   | 令和7年8月13日                          |
| 津地方裁判所再生係<br>小規模個人再生による再生手<br>続廃止  |                                    |
| 令和7年（再イ）第22号<br>東京都羽村市川崎2丁目5番13号サンテシャ<br>ルム204<br>再生債務者 横井 健太              | 1 主文 本件再生手続を廃止する。                  |
| 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法<br>237条1項に定める事由がある。                                 | 令和7年8月14日                          |
| 東京地方裁判所立川支部民事第4部<br>給与所得者等再生による再生<br>手続開始                                  |                                    |
| 令和7年（再口）第4号<br>北海道苦小牧市川沿町6丁目10番15号<br>再生債務者 石崎 昌樹                          |                                    |
| 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後3時   |                                    |
| 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生<br>による再生手続を開始する。                                    |                                    |
| 3 再生債権の届出期間 令和7年9月3日まで   |                                    |
| 4 一般異議申述期間 令和7年9月17日から令<br>和7年9月24日まで                                      |                                    |
| 札幌地方裁判所苦小牧支部   |                                    |
| 令和7年（再口）第10031号<br>東京都大田区西六郷3-10-9-101<br>再生債務者 夏井 智史                      |                                    |
| 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後5時   |                                    |
| 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生<br>による再生手続を開始する。                                    |                                    |
| 3 再生債権の届出期間 令和7年9月10日まで  |                                    |
| 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令<br>和7年10月15日まで                                     |                                    |
| 東京地方裁判所民事第20部  |                                    |

|                        |  |
|------------------------|--|
| <b>令和7年（再口）第1号</b>     | 大阪府羽曳野市島泉9丁目8番16-201号<br>再生債務者 中山 程智<br>1 決定年月日時 令和7年8月13日午後2時<br>2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。<br>3 再生債権の届出期間 令和7年9月10日まで<br>4 一般異議申述期間 令和7年9月17日から令和7年10月1日まで<br>大阪地方裁判所堺支部個人再生係<br><b>給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取</b> |
| <b>令和7年（再口）第10007号</b> | 東京都町田市南大谷1-17-35<br>再生債務者 森田 大介<br>1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年7月17日付け再生計画案<br>2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由<br>3 2の書面の提出期間 令和7年8月29日まで<br>令和7年8月12日<br>東京地方裁判所民事第20部  |
| <b>令和7年（再口）第1号</b>     | 埼玉県草加市手代2丁目22番5号<br>再生債務者 田中 晋也<br>1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年8月6日付け再生計画案<br>2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由<br>3 2の書面の提出期間 令和7年9月3日まで<br>令和7年8月13日<br>さいたま地方裁判所越谷支部再生係   |
| <b>令和6年（再口）第4号</b>     | 岐阜県各務原市那加桜町3丁目138番地2<br>再生債務者 中川 昌三<br>1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年7月17日付け再生計画案<br>2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由<br>3 2の書面の提出期間 令和7年9月3日まで<br>令和7年8月13日 岐阜地方裁判所<br><b>給与所得者等再生による再生計画認可</b>                                |
| <b>令和6年（再口）第2号</b>     | 北海道旭川市秋月2条2丁目2番14号<br>再生債務者 河地 英樹  |

|   |  |
|---|--|
| 1 主文 本件再生計画を認可する。   | ださい。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。 |
| 2 理由の要旨 令和7年8月4日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  |  |
| 令和7年8月14日 旭川地方裁判所民事部  |  |
| <b>令和7年（再口）第1号</b>  | 静岡県伊豆の国市原本447番地の5<br>再生債務者 遠藤 誠<br>1 主文 本件再生計画を認可する。   |
| 2 理由の要旨 令和7年8月5日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  |  |
| 令和7年8月13日   |  |
| 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係   |  |
| <b>令和6年（再口）第3号</b>  | 岡山県倉敷市西田435番地13<br>再生債務者 高田 学<br>1 主文 本件再生計画を認可する。   |
| 2 理由の要旨 令和7年8月8日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  |  |
| 令和7年8月14日 岡山地方裁判所倉敷支部   |  |
| <b>令和7年（再口）第1号</b>  | 愛知県一宮市三条字天神西7番地3<br>再生債務者 宇恵野 淳<br>1 主文 本件再生計画を認可する。   |
| 2 理由の要旨 令和7年8月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 |  |
| 令和7年8月14日   |  |
| 名古屋地方裁判所一宮支部  |  |
| <b>令和7年（再口）第3号</b>  | 愛媛県松山市中須賀1丁目10番1号<br>再生債務者 早瀬めぐみ<br>1 主文 本件再生計画を認可する。  |
| 2 理由の要旨 令和7年8月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 |  |
| 令和7年8月14日   |  |
| 松山地方裁判所民事部  |  |
| <b>所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告</b>                               | 次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてく  |

|   |  |
|---|--|
| 1 主文 本件再生計画を認可する。   | ださい。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。 |
| 2 理由の要旨 令和7年8月4日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  |  |
| 令和7年8月14日 旭川地方裁判所民事部  |  |
| <b>令和7年（再口）第1号</b>  | 静岡県伊豆の国市原本447番地の5<br>再生債務者 遠藤 誠<br>1 主文 本件再生計画を認可する。   |
| 2 理由の要旨 令和7年8月5日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  |  |
| 令和7年8月13日   |  |
| 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係   |  |
| <b>令和6年（再口）第3号</b>  | 岡山県倉敷市西田435番地13<br>再生債務者 高田 学<br>1 主文 本件再生計画を認可する。   |
| 2 理由の要旨 令和7年8月8日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  |  |
| 令和7年8月14日 岡山地方裁判所倉敷支部   |  |
| <b>令和7年（再口）第1号</b>  | 愛知県一宮市三条字天神西7番地3<br>再生債務者 宇恵野 淳<br>1 主文 本件再生計画を認可する。   |
| 2 理由の要旨 令和7年8月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 |  |
| 令和7年8月14日   |  |
| 名古屋地方裁判所一宮支部  |  |
| <b>令和7年（再口）第3号</b>  | 愛媛県松山市中須賀1丁目10番1号<br>再生債務者 早瀬めぐみ<br>1 主文 本件再生計画を認可する。  |
| 2 理由の要旨 令和7年8月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 |  |
| 令和7年8月14日   |  |
| 松山地方裁判所民事部  |  |
| <b>所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告</b>                               | 次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてく  |
| 1 主文 本件再生計画を認可する。   | (不動産登記記録上の住所) 和歌山市西浜77番地の30<br>所在等不明共有者 辰巳 猶和<br>届出期間満了日 令和7年12月11日<br>令和7年8月7日 和歌山地方裁判所<br>(別紙) 物件目録<br>所在 和歌山市松ヶ丘二丁目<br>地番 77番28<br>地目 公衆用道路<br>地積 36平方メートル<br>共有者辰巳猶和の共有持分6分の2  |
| 2 理由の要旨 令和7年8月5日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  | <b>所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告</b>  |
| 令和7年8月13日   | 次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。   |
| <b>令和7年（チ）第14号</b>  | 京都市中京区鶴屋町通丸太町下ル舟屋町407番地 長栄ビル5階 植松・鈴木法律事務所<br>申立人 亡齊田敏子相続財産清算人 弁護士 鈴木 治一<br>住所・居所 不明<br>(不動産登記記録上の住所) 不明<br>所在等不明共有者 田中民三郎<br>届出期間満了日 令和7年12月5日<br>令和7年8月7日   |
| 1 主文 本件再生計画を認可する。   | 京都地方裁判所第5民事部<br>(別紙) 物件目録  |
| 2 理由の要旨 令和7年8月8日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  | 1 所在 京都市南区西九条猪熊町25番地<br>家屋番号 20番<br>種類 居宅<br>構造 木造瓦葺平家建<br>床面積 403.63平方メートル<br>所在等不明共有者の持分2分の1   |
| 令和7年8月14日   | 2 所在 京都市南区西九条猪熊町26番地<br>家屋番号 (未登記)<br>種類 専用住宅<br>構造 木造<br>床面積 104.40平方メートル<br>所在等不明共有者の持分2分の1  |
| <b>令和7年（チ）第2号</b>   | 京葉県佐倉市生谷1288番地1<br>申立人 有限会社レオン<br>同代表者取締役 アマニ・アリ<br>住所・居所 不明<br>(亡石井勝の最後の住所) 千葉県佐倉市吉見418番地2<br>不明所有者 亡石井勝相続財産<br>届出期間満了日 令和7年10月8日<br>令和7年8月8日 千葉地方裁判所佐倉支部<br>(別紙) 物件目録  |
| 1 土地  | 1 土地<br>所在 佐倉市吉見字白幡<br>地番 418番2<br>地目 畑<br>地積 446平方メートル  |
| 2 建物  | 2 建物<br>所在 佐倉市吉見字白幡418番2<br>家屋番号 418番<br>種類 居宅<br>構造 木造瓦葺平家建<br>床面積 116.76平方メートル   |

## 令和7年(チ)第23号

神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
申立人 神戸市建築住宅局長 根岸 芳之  
住所・居所 不明  
(最後の住所) 不明  
(増田千恵子の登記記録上の住所) 神戸市長田区檜川町1丁目5番1号  
所有者 増田千恵子

届出期間満了日 令和7年10月7日

令和7年8月7日 神戸地方裁判所  
(別紙) 物件目録

- 所在 神戸市長田区檜川町1丁目  
地番 35番  
地目 宅地  
地積 46.21平方メートル
- 所在 神戸市長田区檜川町1丁目35番地  
家屋番号(未登記)  
種類 居宅  
構造 木造瓦葺平屋建(詳細不明)  
床面積 約27.50平方メートル

## 令和7年(チ)第3号

長崎県諫早市東小路町7番1号  
申立人 諫早市長 大久保潔重  
住所・居所 不明  
(亡山田賢二の最後の住所) 神奈川県横須賀市本町2丁目1番地22コンフォール横須賀本町401  
所有者 (亡山田英雄承継人) 亡山田賢二相続財産

届出期間満了日 令和7年10月8日

令和7年8月8日 長崎地方裁判所大村支部  
(別紙) 物件目録

- 所在 諫早市白岩町  
地番 13番10  
地目 宅地  
地積 244.75平方メートル
- 所在 諫早市白岩町13番地10  
家屋番号 13番10  
種類 居宅  
構造 木造瓦葺平家建  
床面積 62.20平方メートル

## 所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管

理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

## 令和7年(チ)第1号

北海道稚内市末広4丁目2番27号  
申立人 北海道宗谷総合振興局  
住所・居所 不明  
所有者 加藤 良平  
(不動産登記記録上の所有者 加藤 ナミ)

届出期間満了日 令和7年10月7日

令和7年8月7日 旭川地方裁判所稚内支部  
(別紙) 物件目録

所在 礼文郡礼文町大字香深村字カフカイ  
地番 9番1  
地目 宅地  
地積 554.54平方メートル

## 令和7年(チ)第4号

秋田市御所野堤台2丁目6番地105  
申立人 株式会社アクネス不動産  
代表者 代表取締役 下間 章子  
住所・居所 不明  
(不動産登記記録上の住所) 秋田市土崎港東1丁目6番7号  
所有者 佐々木 誠

届出期間満了日 令和7年10月7日

令和7年8月7日 秋田地方裁判所民事第2部

(別紙) 物件目録  
所在 渕上市天王字上北野  
地番 4番138  
地目 原野  
地積 271平方メートル

## 令和7年(チ)第4号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号  
申立人 国  
代表者 法務大臣 鈴木 錦祐  
住所・居所 不明  
(本籍) 滋賀県高島郡安曇川町大字上古賀184番地

(不動産登記記録上の住所) 高島郡安曇川町大字上古賀184番

(不動産登記記録上の住所) 高島郡安曇川町大字上古賀184番屋敷

所有者 本田藤三良

届出期間満了日 令和7年9月24日

令和7年8月6日 大津地方裁判所民事部  
(別紙) 物件目録

- 所在 高島市安曇川町上古賀字一ノ瀬  
地番 2206番  
地目 山林  
地積 809平方メートル
- 所在 高島市安曇川町上古賀字一ノ瀬  
地番 2219番  
地目 山林  
地積 661平方メートル

## 令和7年(チ)第5号

大阪府泉佐野市中庄289-2  
申立人 新田 輝彦

住所・居所 不明  
(最後の住所) 不明  
(不動産登記記録上の住所) 不明  
所有者 村田 宗平

届出期間満了日 令和7年10月7日

令和7年8月7日 大阪地方裁判所岸和田支部

(別紙) 物件目録  
所在 泉佐野市中庄  
地番 2023番  
地目 原野  
地積 19平方メートル

## 令和7年(チ)第4号

静岡市清水区袖師町1460番地  
申立人 和信化学工業株式会社

住所・居所 不明  
(不動産登記記録上の住所) 御調郡向島東村  
所有者 石井 寅吉

届出期間満了日 令和7年10月7日

令和7年8月7日 広島地方裁判所尾道支部

(別紙) 物件目録  
所在 尾道市向島町立花字古城山  
地番 20210番109  
地目 山林  
地積 528平方メートル

## 会社その他の公告

## 合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しては解散することにいたしました。  
乙の合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) 掲載紙官報  
掲載の日付 令和7年七月十六日  
掲載頁 五十頁(号外第一六三号)

令和7年八月二十日  
埼玉県新座市北野二丁目六番二号

(甲) サンケン電気株式会社  
代表取締役 高橋 広  
栃木県小山市若木町一丁目111番一五号  
(乙) 株式会社バウティック  
代表取締役 成井 啓修

## 合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しては解散することにいたしました。

乙の合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載官報  
掲載の日付 令和7年三月十八日  
掲載頁 六十七頁(号外第五十四号)

訂正公告  
掲載官報  
掲載の日付 令和7年八月二十日  
掲載頁 二十一頁

(乙) 掲載官報  
掲載の日付 令和7年三月十八日  
掲載頁 六十五頁(号外第五十四号)

令和7年八月二十日  
千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目六番地一  
ワールドビジネスガーデンマリブウエスト  
二四階

(甲) 株式会社スリーエスコンサルティ  
ング 代表取締役 前原 大志  
千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目六番地一  
ワールドビジネスガーデンマリブウエスト  
二四階

(乙) 株式会社スリーエスコンサルティ  
ング ベーシヨン  
代表取締役 前原 大志





合併公告

| 合併公告   |  |
|--|--|
| 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。  | 社（乙、住所群馬県太田市浜町一〇番三三号）の   |
| 効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の総社員の同意は令和七年九月二十二日を予定しております。   | 大阪市此花区朝日二丁目一八番八号四F   |
| この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  | 四三七  |
| 令和七年八月二十二日   | （乙）マツケンジャー合同会社   |
| 大阪府寝屋川市新家一丁目四番三号   | 代表社員 濱口 英之   |
| （甲）フェルマー合同会社   | 代表社員 濱口 英之   |
| 合併公告   | 代表社員 濱口 英之   |
| 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。  | 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。  |
| 効力発生日は令和七年九月二十六日です。  | この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  |
| （甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出です。  | なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。   |
| （乙）確定した最終事業年度はありません。   | （甲）西本Wi smettacホールディングス株式会社  |
| 令和七年八月二十二日   | 代表取締役 洲崎 良朗  |
| 神戸市中央区磯辺通四丁目一番三八号  | （乙）ワイエス商事株式会社  |
| （甲）西本Wi smettacホールディングス株式会社  | 代表取締役 洲崎 良朗  |
| 東京都中央区日本橋室町三丁目二番一号   | （乙）ワイエス商事株式会社  |
| 代表取締役 洲崎 良朗  | 代表取締役 洲崎 良朗  |
| 当社（甲）は、吸収分割により石川建設株式会社（乙、住所群馬県太田市浜町一〇番三三号）の不動産保有・賃貸・管理・保全事業、総務・経理事業、グループ管理事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。 | 当社（甲）は、吸収分割により石川建設株式会社（乙、住所群馬県太田市浜町一〇番三三号）の不動産保有・賃貸・管理・保全事業、総務・経理事業、グループ管理事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。 |
| この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  | この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲  |

合伊公告

左記会社に合併して甲は乙の権利義務全部を承  
繼して存続し乙は解散することにいたしました。  
効力発生日は令和七年九月二十六日です。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲  
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり  
です。

(乙) 確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月二十二日  
神戸市中央区磯辺通四丁目一番三八号

## 吸収分割公告

（甲）掲載紙 官報  
　掲載の日付 令和七年八月五日  
（乙）掲載紙 官報  
　掲載の日付 令和七年八月五日  
　掲載頁 四十一頁（号外第一七八号）  
群馬県 太田市浜町一〇番三三号  
石川建設ホールディングス株式会社  
代表取締役 石川 雅之

吸收分割公告

当社（乙）は、吸收分割によりエトリア株式会社（甲、住所神奈川県横浜市西区高島一丁目二番五号横濱ゲートタワー）に対して当社のプリンターの開発・生産に関する事業に関する権利義務の一部を承継させ、甲はそれを承継することにいたしましたので、公告いたします。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙 日刊工業新聞  
　掲載の日付 令和七年六月十六日  
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済  
　東京都港区虎ノ門一丁目七番二二号  
　代表取締役 社長執行役員 森 孝廣

吸收分割公告

当社（甲）は、吸收分割により沖電気工業株式会社（乙、住所東京都港区虎ノ門一丁目七番一二号）のプリンターの開発・生産に関する事業に関する権利義務の一部を承継することにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙 日刊工業新聞  
　掲載の日付 令和七年六月十六日  
（乙）金融商品取引法に基づく有価証券報告書提出済

令和七年八月二十二日  
神奈川県横浜市西区高島一丁目二番五号  
横濱ゲートタワー エトリア株式会社  
代表取締役 中田 克典

**吸収分割公告**

株主及び債権者 各位

左記会社は吸収分割して甲は乙の取り扱うauショップおよびUQシヨップ運営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲および乙の取締役会の承認決議は令和七年八月十九日に終了しております。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 日本経済新聞  
掲載の日付 令和七年六月十七日  
掲載頁 三十五頁

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出  
済み。  
令和七年八月二十二日  
横浜市西区南幸一丁目一番一号  
(甲) ITXコミュニケーションズ株式  
会社 代表取締役 高田 泰司  
相模原市中央区横山一丁目一番一号  
(乙) 株式会社ノジマ  
代表執行役社長 野島 廣司

**吸収分割公告**

株主及び債権者 各位

左記会社は吸収分割して甲は乙の取り扱うソフトバンクショップおよびワイモバイルシヨップ運営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲および乙の取締役会の承認決議は令和七年八月十九日に終了しております。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 日本経済新聞  
掲載の日付 令和七年六月十七日  
掲載頁 三十五頁

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済み。

令和七年八月二十二日 横浜市西区南幸一丁目一番一号

(甲) 株式会社アップビート  
代表取締役 向井 創

相模原市中央区横山一丁目一番一号

(乙) 株式会社ノジマ  
代表執行役社長 野島 廣司

**新設分割公告**

当社は、新設分割により新設する株式会社フルール（住所：東京都千代田区三番町五番地一〇一—一三〇四号）に対して当社の不動産の取得、保有、賃貸、管理及び経営に関するコンサルティング並びにこれらに付帯する事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報  
掲載の日付 令和七年七月八日  
掲載頁 五十八頁（号外第一五六六号）  
令和七年八月二十二日

東京都千代田区五番町一二番四

株式会社グループ・ティー  
代表取締役 齊藤 直人

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十二日

東京都港区北青山一丁目三番一号アールキユーブ青山三階

ジャパンコンサルティング合同会社  
代表社員 伊丹 浩

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十二日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル二F Creations合同会社 沢井晋也

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十二日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号N&E

B.L.D. 六F 合同会社パズル

代表社員 柏植 信英

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十二日

東京都豊島区上池袋一一二七一三H.M上池袋二一〇一号室

代表社員 金高 伸弘

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十二日

東京都新宿区上池袋二一〇一号室

代表社員 武田侑莉那

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十二日

東京都新宿区新宿三丁目一二番四号新宿Nタウンプラザ三〇九

合同会社ワイズオフィス

代表社員 武田侑莉那

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十二日

神奈川県横浜市都筑区牛久保西三丁目二番五号

合同会社アステュート

代表社員 宮川絵里子

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十二日

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十二日

令和七年八月二十二日

長野県北安曇郡小谷村大字千国乙一二八五  
六番地六二

ミスティマウンテンホップ合同会社

代表社員 ウィートリー朋子

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十二日

大阪市中央区南船場三丁目七番一七号N.L.Cビル七階D

合同会社Quantum jump

代表社員 刀禰 豪

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十二日

兵庫県神戸市西区春日台六丁目一七番一三号

合同会社IZU

代表社員 大平 泉

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十二日

奈良県香芝市五位堂三丁目四五二番地六

合同会社高松

代表社員 高松 文香

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十二日

神奈川県横浜市都筑区牛久保西三丁目二番五号

合同会社アステュート

代表社員 宮川絵里子

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十二日

茨城県つくば市千現二丁目一番地六

株式会社SterraVision

代表取締役 上塚 尚登

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二億七千百八十八万三千五百円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年八月五日  
掲載頁 四十一頁(号外第一七八号)

令和七年八月二十二日

東京都新宿区西新宿二丁目六番一号

マイクロジェット株式会社

代表取締役 高橋 良

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を八千六百七十二万円減少し五千円とすることにいたしました。なお、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://k.secure.freee.co.jp/companies/659818/announces>

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を八千六百七十二万円減少し五千円とすることにいたしました。なお、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十二日

東京都千代田区神田三崎町三丁目六番一二号神田三崎町ビル四階

株式会社indent

代表取締役 釜形 勇氣

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一億七百五十五万三千二百三十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十二日

奈良県香芝市五位堂三丁目四五二番地六

合同会社高松

代表社員 高松 文香

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を七千八百三十六万五千五百円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十二日

神奈川県横浜市都筑区牛久保西三丁目二番五号

合同会社アステュート

代表社員 宮川絵里子

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を七千八百三十六万五千五百円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十二日

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

<https://k.secure.freee.co.jp/companies/659818/announces>

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を八千五百万円減少し一千五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和七年三月十四日  
掲載頁 二頁

令和七年八月二十二日

東京都目黒区青葉台三丁目一三番一一号

Mビル六階

株式会社TriOrb

代表取締役 石田 秀一

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二億四百三十一万二千六百八十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年六月三日  
掲載頁 五十七頁(号外第一二二号)

令和七年八月二十二日

北九州市小倉北区浅野三丁目八番一號A.I

株式会社TriOrb

代表取締役 石田 秀一

**資本金の額の減少公告**

## 準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を八十七億四千百二十万三千九百七十六円減少し〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年八月五日

掲載頁 四十一頁 (号外第一七八号)  
令和七年八月二十二日

群馬県太田市浜町一〇番三三号

石川建設ホールディングス株式会社  
代表取締役 石川 雅之

## 準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報  
掲載の日付 令和七年七月一日  
掲載頁 一四三頁 (号外第一五一号)  
令和七年八月二十二日

三重県桑名市長島町福吉字青鷺川八七九番地の五 株式会社サニーランド  
代表取締役 片山 義規

## 資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円、資本準備金の額を一千万円減少し、それぞれ一千円、一千円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報  
掲載の日付 令和七年三月二十八日  
掲載頁 七十四頁 (号外第六十九号)  
令和七年八月二十二日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二一番一四号  
掲載紙 大阪市において発行する産経新聞  
掲載の日付 令和七年六月二十六日  
掲載頁 二十三頁

## 資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千九十七億六千二百六十六万五千四百九十二円、資本準備金の額を金一千九十七億六千二百六十六万五千四百九十二円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしましたので、効力発生日後の資本金の額及び資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

効力発生日は令和七年十月一日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年八月五日

掲載頁 四十一頁 (号外第一七八号)  
令和七年八月二十二日

群馬県太田市浜町一〇番三三号

石川建設ホールディングス株式会社  
代表取締役 石川 雅之

## 準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報  
掲載の日付 令和七年七月一日  
掲載頁 一四三頁 (号外第一五一号)  
令和七年八月二十二日

三重県桑名市長島町福吉字青鷺川八七九番地の五 株式会社サニーランド  
代表取締役 片山 義規

## 資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円、資本準備金の額を一千万円減少し、それぞれ一千円、一千円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報  
掲載の日付 令和七年三月二十八日  
掲載頁 七十四頁 (号外第六十九号)  
令和七年八月二十二日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二一番一四号  
掲載紙 大阪市において発行する産経新聞  
掲載の日付 令和七年六月二十六日  
掲載頁 二十三頁

令和七年八月二十二日  
大阪府大阪市港区弁天一丁目二番四号

株式会社ラジオ大阪  
東京プロバスケットボールクラブ株式会社

代表取締役 上野 慶子  
代表取締役 前田 知紘

## 基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年九月八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を六十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年八月二十二日  
東京都中央区銀座四丁目一二番一五号歌舞伎座タワー七階  
代表取締役社長 前田 知紘

令和七年八月二十二日  
東京都港区六本木三丁目二番一号  
住信SBIネット銀行株式会社  
代表取締役社長 円山 法昭

令和七年八月二十二日  
北海道苫小牧市有明町一丁目六番二号  
株式会社苦食

令和七年八月二十二日  
北海道苫小牧市有明町一丁目六番二号  
代表取締役 曽賀 剛

令和七年八月二十二日  
北海道江戸川区平井二丁目一六番九号  
株式会社ウジケ

令和七年八月二十二日  
北海道江戸川区平井二丁目一六番九号  
代表取締役 本田 大

令和七年八月二十二日  
北海道江戸川区平井二丁目一六番九号  
株式会社ウジケ  
代表取締役 本田 大

## 限定期認証公告

本籍東京都調布市上石原二丁目三七番地八、最後の住所埼玉県所沢市大字下富一一四〇番地の二三  
右被相続人は令和七年四月十一日死亡し、その相続人は令和七年八月十八日さいたま家庭裁判所川越支部にて限定期認証をしましたので、一切の相続債権及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月二十二日  
埼玉県所沢市大字下富一一四〇番地の二三  
限定期認者 根本 静江

## 限定承認公告

本籍神奈川県横浜市神奈川区富家町六番地三、最後の住所東京都台東区清川一丁目三五番五号福田屋別館  
右被相続人は令和七年一月二十六日死亡し、その相続人は令和七年八月五日東京家庭裁判所にて限定期承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月二十二日  
本籍神奈川県平塚市高村二〇三番地、最後の住所神奈川県平塚市高村二六番地  
右被相続人は令和六年十一月二十四日死亡し、その相続人は令和七年八月七日横浜家庭裁判所小田原支部にて限定期承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月二十二日  
本籍神奈川県平塚市高村二六番地  
右被相続人は令和六年十一月二十四日死亡し、その相続人は令和七年八月七日横浜家庭裁判所小田原支部にて限定期承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

## 合併公告及び新設分割公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊及び己の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊及び己は解散することにいたしましたので公告します(以下、「本合併」といいます)。

また、本合併が効力を生じたことを条件として、甲は、新設分割により新設する株式会社アドフレックス・コミュニケーションズ(住所東京都港区海岸一丁目二番二〇号)に対して、本合併により承継する予定の、本合併前に戊が行っていた、甲のインターネット広告、テレビCM、ブランドムービーの映像制作、ウェブサイトの製作、プロンディング戦略、立案等、事業プロデュースに関する一切の事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します(以下、「本新設分割」といいます)。

本合併及び本新設分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年八月四日  
掲載頁 六十八頁(号外第一七七号)
- (乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年八月四日  
掲載頁 六十二頁(号外第一七七号)
- (丙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年五月二十四日  
掲載頁 六十五頁(号外第一一二二号)
- (丁) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年五月二十二日  
掲載頁 六十頁(号外第一一二二号)
- (戊) https://www.ad-flex.com/  
掲載の日付 令和七年五月二十二日  
掲載頁 六十七頁(号外第一一二二号)

令和七年八月二十二日  
東京都港区海岸一丁目二番二〇号  
(甲) 株式会社B C J - 59  
スビル五階  
(乙) 代表取締役 野島 廣司  
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレ  
東京都港区海岸一丁目二番二〇号  
(丙) 株式会社ストリートホールディングス  
グス  
代表取締役 海本 桂多  
東京都港区海岸一丁目二番二〇号  
(丁) 株式会社トライステージ  
代表取締役 海本 桂多

東京都港区海岸一丁目二番二〇号  
(戊) 株式会社アドフレックス・コミュニケーショinz  
代表取締役 桑畑 治彦

福岡市中央区大名二丁目六番五〇号  
(丁) 株式会社グランドビジョン  
代表取締役 中尾賢一郎

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年六月二十六日付官報号外第一四四号一五四頁に掲載されています。

令和七年八月二十二日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

G r a v i t y 特定目的会社

取締役 三品 貴仙

優先資本金の額の減少公告  
取締役 稲田 正樹

優先資本金の額の減少公告  
当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十三億六千四百四十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年八月二十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一二〇〇

一号

ジャパン・アサマ特定目的会社

取締役 中村 順

優先資本金の額の減少公告  
当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十三億六千四百四十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年八月二十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇〇

一号

合同会社幸栄M.C

代表社員 德田 順

取締役 中村 順